

平成26年第3回睦沢町議会定例会会議録

平成26年9月9日(火)午前9時開会

出席議員(13名)

1番	田邊明佳	2番	田中憲一
3番	麻生安夫	4番	清野彰
5番	今関澄男	6番	幸治孝明
7番	幸治正雄	8番	岡澤宏一
9番	中村義徳	10番	市原時夫
11番	萩野新衛	12番	市原裕一
13番	市原重光		

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定による会議事件説明のため会議に出席した者の職氏名

町長	市原武	副町長	宮崎登身雄
総務課長	高橋正一	税務住民課長	齊藤賢治
健康福祉課長	米倉行雄	地域振興課長	平山義晴
会計管理者	木島幸一	総務課政策企画担当主幹	鈴木政信
健康福祉課 国保健康担当主幹	中村精一	地域振興課 生活環境・地域整備担当主幹	田邊浩一
総務課副課長 兼総務班長	川越康子	総務課副課長 兼財政班長	白井住三子
教育長	高梨正一	教育課長	鈴木庄一
睦沢こども園長	阿部倉光宏	選挙管理委員会 書記	高橋正一
農業委員会 事務局会長	手塚和夫	代表監査委員	生田昌司

本会議に職務のため出席した者の職氏名

事務局 長 石井安邦 書 記 麻生健介
書 記 中山大輔

議事日程(第1号)

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期決定の件
- 日程第 3 産業建設常任委員会調査結果報告
- 日程第 4 一般質問 市原時夫議員
清野彰議員
荻野新衛議員
田邊明佳議員
- 日程第 5 議案第 1号 睦沢町土地開発基金条例を廃止する条例の制定について
- 日程第 6 議案第 2号 睦沢町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第 7 議案第 3号 睦沢町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第 8 議案第 4号 睦沢町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第 9 議案第 5号 睦沢町立睦沢こども園条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議案第 6号 平成26年度睦沢町一般会計補正予算(第2号)
- 日程第11 議案第 7号 平成26年度睦沢町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第12 議案第 8号 平成26年度睦沢町介護保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第13 議案第 9号 平成26年度かずさ有機センター特別会計補正予算(第1号)
(議案第1号から第9号まで一括議題、町長の提案説明まで)
- 日程第14 認定第 1号 平成25年度睦沢町各会計歳入歳出決算認定について
- 1 平成25年度睦沢町一般会計歳入歳出決算
 - 2 平成25年度睦沢町国民健康保険特別会計歳入歳出決算
 - 3 平成25年度睦沢町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算

- 4 平成25年度睦沢町介護保険特別会計歳入歳出決算
- 5 平成25年度かずさ有機センター特別会計歳入歳出決算
- 6 平成25年度睦沢町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
(町長及び会計管理者の説明並びに監査委員の審査報告
まで)

日程第15 報告第1号 平成25年度睦沢町健全化判断比率について

日程第16 報告第2号 平成25年度睦沢町農業集落排水事業特別会計資金不足比率につ
いて

◎開会及び開議の宣告

○議長（市原重光君） 皆さん、おはようございます。

ただいまから平成26年第3回睦沢町議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

（午前 9時00分）

◎諸般の報告

○議長（市原重光君） 日程に入る前に、まず事前配付いたしました本定例会の予定表に誤りがありましたので、差しかえをお願いいたします。内容について説明を求めます。

○議会事務局長（石井安邦君） それでは内容についてご説明申し上げます。大変恐縮ですが9月4日にお配りいたしました平成26年第3回睦沢町議会定例会予定表、こちらは2日間が記載されているものですが、こちらに誤りがございました。

修正か所は、日程第2、会期決定の件の次に産業建設常任委員会調査結果報告が漏れておりました。

したがって日程第3といたしまして産業建設常任委員会調査結果報告を追加いたしまして、一般質問以降の日程番号を1つずつ繰り下げるものです。お手数ですがお手元にお配りしたものに差しかえをお願いいたします。

なお本日別にお配りしてございます議事日程第1号は修正後に対応したものとなっております。よろしくをお願いいたします。

○議長（市原重光君） はいご苦労さまでした。訂正か所につきましては、ただいまの説明のとおりです。差しかえをされますようお願いいたします。

続いて諸般の報告を行います。地方自治法の規定による議長からの出席要求に対し、それぞれ別紙のとおり出席者の報告がありました。

同じく地方自治法の規定による平成26年度第1回定例監査の結果報告、並びに例月出納検査結果について平成26年4月分から6月分までの報告がありました。

次に平成25年度社会福祉法人睦沢町社会福祉協議会事業決算監査の報告がありました。いずれもお手元に配付の印字物によりご了承願います。

◎議会関係の報告

次に、議会関係の報告をいたします。まず8月29日に平成26年第2回九十九里地域水道企業団理事会が開催されました。内容について私から報告いたします。

去る8月29日東金文化会館において開催されました、平成26年第2回九十九里地域水道企業団理事会についてご報告をいたします。新理事について東金市石田明議長、長生村東間永次議長の紹介の後、理事会会長及び監査員の選出が行われ、会長に一宮町の森 佐衛議長、監査委員に白子町の北田頼光議長がそれぞれ選任されました。議題の審議にうつりまして、議題第1号平成25年度の事業会計利益の処分及び決算の認定については、事業収益約66億2,600万円、事業費用約56億9,700万円、純利益である未処分利益剰余金約8億5,300万円を減債積立金として積み立て処分すること、並びに監査員の意見書をつけて議会の認定に付するということでもあります。

次に議題第2号平成25年度の事業会計の資金不足比率については、流動負債約9億4,300万円、流動資産約70億700万円であり、資金不足比率はないとの説明がありました。

議題3号平成26年度の事業会計継続繰越計算書については、耐震化事業、庁舎建設事業などの継続費を翌年度で使用できるよう手続をするものであります。

以上ご報告といたします。なお詳しい資料は事務局に置いてありますので、後ほどご参照願います。

次に7月9日に長南町ガス事業運営協議会が開催されました。内容について12番市原裕一副議長から報告があります。

市原副議長。

○副議長（市原裕一君） 長南町ガス事業運営協議会の会議の内容の概要を報告いたします。

平成26年7月9日午後2時より、本庁302会議室で開催されました。会議の内容でございますけれども、会長・副会長の選出、会長に長南町議会議員産業建設委員長の丸 敏光氏、副会長に私市原裕一でございます。それでは平成25年度長南町ガス事業会計決算（案）及び剰余金の処分について説明いたします。業務量でございますが、25年度供給戸数は長南町、睦沢町両町で4,610戸で8戸の増です。年間供給量は864万5,229立方メートルで、前年度比較で166万1,046立方メートルの増、率にしまして23.8%の増でした。一般家庭などの小口分が648万2,139立方メートルで前年度比較で163万9,623立方メートルの増、率にして33.9%の増でした。大口分は長南工業団地内の酒悦で216万3,090立方メートルの増で、前年度比較で2万1,423立方メートルの増でした。率にして1%です。酒悦でございますけれども、東洋水産

グループの食品会社、マルちゃんでおなじみの会社です。1日の平均供給量2万3,680立方メートルの前年度比較で4,551立方メートルの増でした。普及率は全体で80%であり前年度比較で0.4%の減になりました。以上が25年度の業務量でございます。

次にガス事業会計の決算内容ですが、収益的収入及び支出の状況ですが、収入のガス事業収益や決算額、6億6,459万円で前年度比較で1億3,359万円の増でした。製品売り上げこれはガス料金で6億3,806万円で前年度比較1億2,594万7,000円の増で、前年度比率で24.6%の増でした。料金収入を前年度と比較しますと、家庭用で1.5%の減、商業用で22%の増、工業用で208.5%の増でした。小口分で約1億2,073万円の32%の増でした。大口分で酒悦の約121%の1%増です。主な収入増の要因は株式会社佐久間の本格稼働により、工業用需要が増加したものです。佐久間ですけれども、佐久間は発泡スチロールの製造会社、箱をつくっているんだそうです。営業雑収益は受注工事収益、長南102件、睦沢62件、内管工事費用、器具販売、火災報知機22台の販売収益で2,554万6,000円で、前年度比較で886万7,000円の増でした。営業外収益は受取利息7,000円、雑収入97万7,000円で98万4,000円です。

次に支出ですが、支出のガス事業費用は決算額6億4,965万6,000円で、前年度比較で1億2,151万3,000円の増です。売上原価は3億4,796万2,000円で、前年度比較で6,780万8,000円の増です。これは原ガス購入の売上増に伴い増となりました。供給販売費は2億1,646万円で、前年度比較で4,194万1,000円の増です。内容は人件費一人分と、修繕費の3,444万7,000円、これは長南1号ホルダーの開放検査工事、メーター検満修理など前年度比較で2,782万1,000円の増となりました。委託作業は2,489万6,000円で、内容は企業会計制度改正にともなう改修、消費機器調査、本支管漏えい検査、メーター検針等です。前年度比較で877万1,000円の増となりました。減価償却費は1億2,515万3,000円、その他1,889万7,000円は賃金、電気水道、消耗品、通信費等です。一般管理費は決算額4,285万9,000円の前年度比較で142万8,000円の増でした。人件費4人分賃貸料、賃貸料は財務会計システム、本管の管網システムのパソコンリース料です。その他ガス協会の会費、負担金、消耗品とです。営業雑出、営業雑費用ですけれども、決算額2,907万6,000円で、前年度比較で856万2,000円の増です。人件費一人分内管工事費14件増の164件です。器具販売費用、ガス漏れ警報器22台の仕入れ代金です。営業外費用の決算額は1,329万9,000円で、前年度比較で177万4,000円の増でした。企業債利息、消費税及び地方消費税分等です。予備費は支出はありません。

以上でガス会計予算3条関係収益的収入より支出の決算の内容でした。

続いて資本的収入及び支出の会計予算第4条関係でございますけれども、収入の資本的収入

決算額は5,035万9,000円、前年度比較で971万1,000円の減です。企業債として4,000万円を金融機関から借り入れ、利率は1.2%で白ガス管入れかえを推進をしています。工事負担金は決算額が1,035万9,000円です。広域水道の舗装、東日本高速道路の圏央道関係の移設負担金です。支出の資本的支出決算額1億6,607万6,000円で、前年度比較で2,848万8,000円の減となります。建設改良費は1億3,721万5,000円で、前年度より2,943万2,000円の減で、内容は工事費で長南25件、睦沢6件、1億1,016万7,000円で主に白ガス管の入れかえ改善工事、施工延長は3,269メートルを実施し、残りの白ガス管は約27.5キロメートル改善率89.1%となりました。固定資産購入費の253万7,000円はガスマイコンメーターなどの購入費です。工事負担金の860万円は町道舗装本復旧負担金と人件費3人分でございます。企業債償還金は決算額で2,886万1,000円で財政融資資金で1,369万1,000円、金融機構資金で1,487万円です。

以上が4条関係の資本的収入及び支出の内容でございます。資本的収入不足額及び補填は資本的支出の決算額が1億6,607万6,000円で、資本的収入の決算額が5,035万9,000円ですので、その差額1億1,571万7,000円の不足が生じます。過年度分損益勘定留保資金400万5,000円、当年度分損益勘定留保資金1億632万、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額の539万2,000円で補填をするものです。

続きまして、損益計算書は営業収益ガス売上代です。営業雑収益内管工事代、警報機販売、あわせて6億3,203万1,255円です。営業費用は売上原価関東天然ガス、合同資源の2社から原ガスを購入、供給販売費、一般管理費、営業雑費あわせて6億1,229万4,106円となり、営業収益引く営業費を1,773万7,149円の営業利益となります。営業外収益ですが、営業外費用は917万7,529円引く営業外収益98万2,008円は、891万4,821円の営業外損失となります。営業利益が1,773万7,149円引く営業外損失819万4,821円は、当年度純利益954万2,328円となります。前年度繰越利益剰余金は4,354万2,583円をあわせ当年度末未処分利益剰余金は5,303万4,911円とさせていただきます。以上が損益計算書の内容です。

続きまして、貸借対照表ですが資産の部で土地・建物・導管等の固定資産の現金、固定資産、現金等の流動資産は40億7,965万7,251円で、負債の部で固定資産の修繕引当金1,192万6,905円はガスホルダーの10年前の開放検査工事にかかわる費用を積み立てておくものです。未払い金等の流動負債は1億29万5,016円です。資本の部企業債4億7,447万626円は、起債借入れした未償還金元金で、剰余金あわせたもので剰余金合計31億769万9,176円となります。資本合計は資本金合計と剰余金合計をあわせたものとなり、負債合計1億29万5,016円をあわせ、負債資本合計40億7,965万7,251円となり、資産の部と負債と資本の部の合計が一致し、

貸借対照表として成立をしていました。以上が25年度の決算（案）の内容でした。

続きまして、剰余金処分について経常利益が954万2,328円となり、前年度繰越剰余金とあわせると、5,308万4,911円となり、そのうちの3,000万円を経年管改善工事などの財源として建設改良積立金に積み立てをするものです。議会の議決により処分額とさせていただきます。建設改良積立金9,767万6,646円プラス、先ほどの3,000万円は1億2,760万6,646円となります。

以上25年度ガス事業会計決算（案）及び剰余金の処分（案）についての内容の説明でございました。その他といたしまして、2人の委員より質問・要望がございました。佐久間の稼働時期は26年度の見込み量はという質問に対し、本格稼働した日は25年4月、佐久間の実績がなく25年4月から26年3月で約163立方メートルだそうです。26年度は大口契約の170立方メートルですと、そういうことです。

2番目の要望ですけれども、ガス事業の技術者の増員と長南供給所の新設の要望、今後のガス事業を見きわめた上で検討していきたいと。以上でございます。

○議長（市原重光君） ご苦労さまでした。

次に長生郡市広域市町村圏組合議会において、7月1日から2日にかけて行政視察が開催され、8月26日に第2回定例会が開催されました。いずれも内容について8番岡澤宏一議員から報告があります。

岡澤宏一議員。

○8番（岡澤宏一君） それでは報告させていただきますけれども、私はポイントのみを報告させていただきます。

最初に7月1日から2日まで2日間行政視察がございました。長野県茅野市にあります、組合立諏訪中央病院と翌日が山梨県立のリニアの試験場でございます。まず病院の関係でございますけれども、この病院の設立は昭和25年に茅野と諏訪と原村の一部事務組合で発足をさせております。名誉院長は皆さん方ご存知のとおりテレビ等で話題になっております、鎌田實名誉院長です。院長につきましては濱口 實さんでございました。病床については315床、療養病床が45でトータルで360床で19科での専門医をやってございます。濱口委員長の目指すものといいますと、地域医療の再生が叫ばれる中で私たちは地域医療に代表される急性医療を大切にしながら、地域ケアに軸足を置きたいいわゆる地域医療を実践していくとこととでございます。おくれましたけれども、長生病院の委員長と事務部長も同席をさせていただきますし、なおこの病院の質問事項等については事前に連絡をさせていただいてございましたので、

そこに書いてあるとおり5つの項目でその研修をさせていただいたわけでございます。やはり感じられたことは、非常に長野県というのは寒いといいますが冬は寒いところであって、血圧といいますが脳梗塞がようけだったということで、それからこれは何とかしなくちゃいけないということで、この医師が各研修センターなり集会所なり等で説明をしてそれで説得をして歩いたというのが一つの印象でございました。それからなおやはり医師と看護婦とが何て言いますか、非常に統制がとれてて意思疎通がしっかりはかられてるなというのが強く感じられましたし、教育システムも十分されてるというのが感じられたわけでございます。現在また増築をされてございましたけども、非常に長生病院の専門院長と管理者と研修させてもらって、意義ある研修だったという感じがします。

次に8月26日に議会が開催をされてございます。この内容については、まず議長の辞職の件がございまして、現在一宮の森議長さんであったんですが、辞職をされ願いが出され選挙の結果白子の北田氏に決定をしたということでございます。それから一般質問が1名でございましたけれども、茂原の鈴木敏文氏が一名でございました。議案の関係でございまして、承認1号については専決処分でございますけれども、この関係については職員の給与に関する条例の一部の改正をするもので、基準でありました茂原市が4月1日から実施しておりますので、時間がなかったため専決処分をしたいんだということでございます。なお内容については1級から5級までは1%、5級から9級までが2%下がるもので4月1日から適用するということでございます。それから認定1号から4号までにつきましては、管理者の説明で後ほど後日特別委員会を設置して審議をするということになりました。この特別委員会については今月の26日を行うということで決定をいたしました。

議案第1号については歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億909万5,000円を減額して、歳入歳出予算の総額をそれぞれ49億7,432万円とするものでございます。議案第2号については歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ72万9,000円減額をし、それぞれを総額を1億3,310万3,000円とするものでございます。

議案第3号でございまして、長生病院の関係でございまして、旧A棟解体工事費及び跡地の駐車場造成費が入札等で1,280万6,000円の減額になったことと、及び旧A棟解体工事が企業債の対象になったことにより、財源の変更になるものでございます。

議案第4号第5号この条例については、平成26年3月31日をもってその効力を失ったため、廃止しようとするものでございます。

議案第6号については祭日、縁日、花火大会等その他多数のものの集合する野外での催し

に対し、消火器の準備をした上で集合することの文言等を制定するものでございます。

議案第7号は地方自治法の一部を改正する法律が平成26年5月30日に交付され、6か月以内に移行されることとなったことから、千葉市ほか10市1町8一部事務組合消防司令事務協議会第1条において引用する自治法の条文に相違が生じることにもない、同条について必要な改正をするものでございます。

それから議案第8号につきましては監査委員の関係でございますけれども、睦沢町の市原重光議員の監査委員に選任にすることになりましたので、報告をいたします。

簡単ですが以上でございます。なお認定(案)第1号、認定(案)第4号を除く承認第1号から議案第8号までは議案どおり可決決定をされました。簡単な説明でしたけれども、報告を終わらせていただきます。なお資料等につきましては議会事務局においてございますので、ご参照願いたいと思います。

最後につけ加えさせてもらいますが、初日最初の説明での2日目のリニアカーの関係をちょっと報告するのを落としましたけれども、山梨県にあって名古屋まで30分で行くと、12年後に行くということでございます。失礼13年後に開通予定、2027年でございますけれども、非常に品川から名古屋まで時速500キロで30分で行くということでございます。現実にその試験区で走ってての目の前に見させていただきましたけれども、非常に瞬きをするだけでも見失うほどでございます。なお車両については磁気浮上走行ということで、線路から離れて上出て走るというのだそうでございます。非常にすばらしいものであったという感じを受けました。以上報告します。

○議長(市原重光君) ご苦労さまでした。

次に、8月27日に今期定例会に係る議会運営委員会が開催されました。内容について9番中村義徳委員長から報告があります。

中村委員長。

○9番(中村義徳君) 皆さんおはようございます。議会運営委員会が8月27日に開催されましたので、報告いたします。案件は本日招集されました平成26年第3回睦沢町議会定例会に係る運営等についての協議でございます。協議の内容についてお手元に配付の予定表により説明いたします。本定例会の会期は協議の結果本日と明日10日の2日間を予定いたしました。議案については町から提案される議案が、平成25年度睦沢町各会計歳入歳出決算認定のほか、条例の制定、補正予算など10議案と諮問1件、報告2件であります。日程について申し上げます。本日は議会関係の報告の後、一般質問を行います。一般質問につきましては4名の議

員が予定されております。その後に議案第1号から議案第9号までの9議案を一括上程し、町長の提案説明を予定いたしました。

次に認定第1号平成25年度睦沢町各会計歳入歳出決算認定について町長及び会計管理者の決算内容の説明、並びに監査委員の審査報告を予定いたしました。

続いて本日の予定の最後となりますが、健全化判断比率及び農業集落排水事業特別会計資金不足比率についての報告を行います。本日の予定は以上のとおりであります。

明日10日は最初に一般会計ほか、5特別会計決算に関する総括質疑を行い、その後に決算審査特別委員会の設置を行いその審査を同特別委員会に付託し、閉会中の継続審査としたいと思っております。なお決算審査特別委員会の構成であります。副議長及び各常任委員会から2名ずつ選出し、計7名による委員で構成したいと思っております。この決算審査特別委員会委員の選任が終わりましてから、休憩中に第1回決算審査特別委員会を開催いたします。

続いて議案第1号から1件ごとに順次審議をお願いいたします。

以上が議会運営委員会の決定事項であります。議員各位並びに執行部の皆さん方にはスムーズな議事運営が行われますよう、格別のご理解とご協力をお願い申し上げまして、議会運営委員会からの報告を終わります。よろしくをお願いいたします。

○議長（市原重光君） ご苦労さまでした。

次に8月26日に、一宮聖苑組合議会定例会、8月29日にかずさ有機センター運営協議会が開催されました。また6月27日から議会だより編集会議が開催されております。いずれも内容について6番幸治孝明議員から報告があります。

幸治孝明議員。

○6番（幸治孝明君） 会議報告3つさせていただきます。まず8月26日に行われました、一宮聖苑組合議会です。案件は2つですが1番目の25年度の歳入歳出の決算、この中で金額が大きいのは火葬炉の改修工事でございます。これは10年に1回行われるというもので、金額が2,940万、3,000万の費用がかかりました。そのため決算金額は例年4,000万台でございますけれども、7,700万円で承認されました。

次に補正予算のほうですが、これは屋根部分の改修工事に係るものですが、千葉県工事費の単価の改正があり、それにより160万円の補正が行われ可決されました。

それから次にかずさ有機センター運営協議会が、8月29日睦沢町役場3階会議室で開催されました。会議の冒頭睦沢町の事務局が4月の人事異動により変更したとの報告がされました。開会后、会長、町長から挨拶があり、町長の挨拶の中で25年度中に酪農家が1件廃業し、

ことは陸沢町が5件一宮町が3件となり、飼育してます牛の数が24頭減って189頭となりました。今後の酪農家のふえる見込みが少なく、堆肥の生産を考えた場合、現在の状況を維持していく必要があるとそういうお話がありました。会議は会則によりまして市原会長が議長となり進行し、はじめに平成25年度のかずさ有機センターの特別会計について報告がありました。決算の概要は繰越金が多額になった理由として、事務局が施設等の修繕に充てるための基金運用について認識の誤りがあり、一旦基金に積み立てた後に取り崩しの手続をし、執行するという指摘があつて、積み立て時機を逸しました。結果25年度の繰越金額が1,287万4,932円と多額になってしまったことが1つ。それから猛暑であったこともあつて、牛フンの含有水量が多くもみ殻を多く消費したことによって臨時作業員の賃金、車両の賃上げ、燃料費等が増額となった2点であり、決算報告について特に質問はありませんでした。

次に議事に入りまして、議案第1号平成26年度かずさ有機センター特別会計補正予算について事務局から説明がありました。開設から9年目を迎え、施設の老朽化、備品等の消耗が目立ち現在まで軽微な修繕により対応してきましたが、それも限界を迎え、先送りしていた修繕費について今回大きく手を入れることによって、さらに延命化を図りたいとのことで、基金を取り崩し修繕等に対応するため、1,451万円の補正を行いました。また昨年度故障して動かなくなってしまい、購入を予定していたものの活用可能な補助金がなく、先送りしていました堆肥散布用のマニアスプレッダーについて、本年度は活用可能な補助金があることから、購入に当たり979万6,000円を補正し、歳入歳出あわせて1,742万3,000円を補正するというので、委員から機械等のメンテナンスへの配慮、今後施設が縮小してしまった時のことも考慮した施設整備、そして対応年数をもとにした計画的な整備を進めていただきたいとの意見が出され、採決の結果全員の賛成により承認されました。またその他として袋詰め堆肥の販売強化、他の堆肥との比較研究など要望が出され、閉会となりました。有機センターは以上でございます。

それから最後に議会だより編集特別委員会のご報告をいたします。6月27日に編集日程を決めまして、原稿分担を同時に決めたわけでございます。7月10日原稿調整、11日原稿調整レイアウト写真撮影、24日初稿読み合わせ、8月1日校正最終承認、7日に最終校正印刷指示をもって141号が発行されたわけでございます。

以上報告終わります。

○議長（市原重光君） ご苦労さまでした。

以上で議会関係の報告を終わります。

◎町長挨拶並びに行政報告

○議長（市原重光君）　ここで、町長から挨拶並びに行政報告があります。

市原町長。

○町長（市原　武君）　皆さん、おはようございます。

ご挨拶と行政報告をさせていただきます。朝晩めっきりしのぎやすくなってまいりましたが、秋雨前線の影響から一部で水稻の収穫にも影響が出ているのではと心配をするところがございますが、本日平成26年第3回睦沢町議会定例会を招集させていただきましたところ、公私ともご多忙の中ご出席をいただきましてまことにありがとうございます。

国では3日に第2次安倍改造内閣が発足され、引き続き経済最優先でデフレからの脱却を目指し、成長戦略の実行に全力をつくす実行実現内閣としたところでございます。その中でも改造内閣の最大の課題の一つが、元気で豊かな地方の創生と強調されました。しかしながら地方ではアベノミクスによる景気回復の実感が乏しい上、40年までに全自治体の半数が消滅可能性都市になるとの5月の民間予測で動揺が広がっております。私といたしましては本内閣において、地方創生を新年度にて展開するとしており、実感ができる政策をぜひ期待するものであります。また町といたしましても新年度予算に向け、今後の施策展開に注視し進めてまいりますので、ご指導ご鞭撻のほどよろしくお願いを申し上げます。さて今期定例会でご審議いただく案件は、平成5年度一般会計ほか特別会計決算の認定6件、条例の廃止1件、新規条例の制定3件、条例の一部改正1件、一般会計ほか各会計補正予算4件、人事案件2件、報告2件でございます。慎重にご審議の上、原案のとおり可決いただきますよう、お願いを申し上げます。

続きまして地域振興課所管の行政報告をさせていただきます。はじめに集落営農についてであります。去る8月27日の議会全員協議会で睦沢町における農業支援制度の策定について、要領・要綱のご説明をさせていただきました。その中で睦沢町農業活性化推進事業、補助金交付要綱、第3条補助金の交付対象者について大規模農家及び認定農業者は対象としない旨のご説明をいたしましたが、それぞれの今までの経緯等を踏まえつつ、農地集積、効率化等の必要性を斟酌し、10ヘクタール以上の農地を複数で経営している大規模農家及び認定農業者については対象とすることとし、農業機械等整備事業・要領別紙1の対象補助者に追加をいたしました。また農地集積促進補助金交付実施要領の別表第2、農地中間管理事業機構集積協力金の農地所有者、耕作者集積協力金に対する町上乘せ分について事業効果を検討した

結果、町補助金から外し、国補助金のみとさせていただきます。変更点についてはお手元に配付させていただきました差し替え分に、アンダーラインまたは見え消しでお示ししてありますのでご覧いただきたいと思ひます。

次に農業施設災害復旧事業についてご報告いたします。本年6月6日から7日の豪雨により発生いたしました佐貫地先の袋堰の災害につきまして、8月21日から22日の2日間にわたり、国の災害査定が実施されました。この結果査定申請額458万6,000円に対し、査定額379万円、査定率82.6%となり減額査定となりましたが、工事本体に影響を与えるものではなく、仮設工事の減となったものでございました。この間地域の皆様には多大なるご協力を賜り、この場をお借りいたしまして御礼を申し上げます。今後の日程といたしましては12月末までに補正計上し、年度内の完成を目指したいと考えておりますのでご理解を賜りたいと思ひます。

以上ご挨拶と行政報告を申し上げます。

一件訂正をさせていただきます。決算のところでございますが、平成25年度一般会計というところを、平成5年と間違っただようでございます。大変恐縮ですが平成25年度一般会計ほかということでご訂正をお願いしたいと思ひます。

以上で終わりにさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（市原重光君） ご苦勞さまでした。

本日お手元に配付のとおり町長から議案の送付があり、これを受理したので報告いたします。

◎会議録署名議員の指名

○議長（市原重光君） これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員は、会議規則の定めにより、議長から指名いたします。5番今関澄男議員、6番幸治孝明議員を指名いたします。

◎会期決定の件

○議長（市原重光君） 日程第2、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、議会運営委員会で決定のとおり本日と明日の2日間にしたいと思ひま

す。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(市原重光君) 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は本日と明日10日の2日間に決定しました。

◎産業建設常任委員会調査報告

○議長(市原重光君) 日程第3、産業建設常任委員会調査報告を行います。

6番幸治孝明委員長より報告願います。

幸治孝明委員長。

○産業建設常任委員会委員長(幸治孝明君) 報告書を読み上げることで、報告とさせていただきます。

委員会調査結果報告書。本委員会の調査結果を睦沢町議会委員会条例第26条及び睦沢町議会会議規則第76条の規定により、下記のとおり報告します。

記、調査事項、1、睦沢町の集落営農の進捗状況及び堆肥センターの運営状況等について。
2、長南町における営農組織集落営農組織等について。調査内容・開催日時第4回平成26年8月1日(金)午後1時。

第5回平成26年8月14日(木)午前9時。

第6回平成26年8月21日(木)午前9時。調査場所睦沢町地域振興課、長南町事業課、出席者第4回幸治孝明委員長、田中憲一副委員長、荻野新衛委員、岡澤宏一委員、石井事務局長、第5回市原重光議長、幸治孝明委員長、田中憲一副委員長、荻野新衛委員、岡澤宏一委員、石井事務局長。

第6回市原裕一副議長、幸治孝明委員長、田中憲一副委員長、荻野新衛委員、岡澤宏一委員、石井事務局長。説明者(出席者)第5回平山地域振興課長、手塚主幹、芝崎主査補。第6回松崎 勲長南町議会議長、御園生長南町事業課長、今関副主査。概要第4回は調査事項を目的等を協議し、第5回は本庁の集落営農の進捗状況及び堆肥センターの運営状況等について担当者の説明と聞き取りを実施した。第6回は長南町における営農組合、集落営農組織等について視察研修の実施及び調査結果報告書の作成を行った調査報告事項。

1、睦沢町における集落営農の現状。集落営農座談会が開催され、既に関心を持っていた大谷木・北山田地区において集落営農組織設立準備委員会が設立され、現在営農組織設立に向け計画等を検討中である。町の今後の集落営農への取り組みについて、睦沢町水田活用ビ

ジョンをもとに地区単位で説明会を実施中である。

2、堆肥センターについて。堆肥の有効利用により農産物の付加価値を高めることが望まれる。

3、長南町における営農組合、集落営農組織について今後個人での農業はできなくなるとの見通しで、地域の農業はみなで守ることをめざし、全農家参加型の営農組合を推進している。

3営農組合、東部、西部、関原を推進するに当たり、認定農家、大規模農家、農業委員、農家組合長など取り組んで協議を重ね、リーダーの育成を図るなど行政の積極的な姿勢が見受けられた。

以上でございます。

○議長（市原重光君） はいご苦労さまでございました。

◎一般質問

○議長（市原重光君） 日程第4、これから一般質問を行います。

一般質問につきましては、既に通告がされております。

質問者並びに答弁者は要旨を整理され、簡潔に述べられますようお願いいたします。

また、通告以外の質問には答弁はされませんので、ご了承ください。それでは通告順に従い、順番に発言を許します。

◇市原時夫君

○議長（市原重光君） 最初に、10番市原時夫議員の一般質問を行います。

市原時夫議員。

○10番（市原時夫君） 日本共産党の市原時夫です。

通告しておりますので、その順に沿いまして一般質問を行わせていただきたいと思います。

最初に、エネルギーの地産地消という問題であります。なぜ今エネルギーの地産地消かという点について、まず第1点についてですが、今年は大変暑い夏でございましたが、国民の世論と運動の広がりの中で、最初の商業原発稼働以来48年ぶりに稼働原発ゼロの夏となって、大きな問題もなくすごしているわけであります。一方福島原発の事故以来汚染水問題がますます深刻になっております。東京電力は汚染地下水を他の地下水と混ぜて、基準値を下回ったとして海への放出を続けております。薄めれば捨ててもいいというこの論理が私はどうも

理解できないのですが、およそ海への放射能汚染水の放出は天下御免になるという大変危険な事態にも陥っている。原発事故という現実を前にして、原発はコスト的にも安上がりという論理はもう明白に破綻をいたしました。そして画期的な事態が今進んでおります。大井原発運転差し止めを命じた福井地裁の判決でございます。

2つ目には原発事故による避難中にみずから死を選んだ女性への賠償命令を下した福島地裁の判決は、原発と自殺との因果関係をはっきり認める画期的なものであります。このことは判決内容を見てもわかりますが、人類と原発は共存できないということを示している。この中からどうやって日本が再生していくのかということが問われているわけでありまして。私は福島のいわき市の友人の案内で、仮設住宅地を見せていただきました。やはり実際見てみると、報道と違う実感として思ったのは、住宅開発地の大きな通りがあって、その道路の反対側には従来から、または新しく避難とは別に新しい住宅がだつと建つてると。その道路挟んだ反対側にはもう3年以上たつて土台も危なくなってきた仮設住宅の方々が住んでるとこの対比です。結局仮設の方々は住むことが許されない汚染地域には立派な住宅のある方もいらっしゃるのに、家族はばらばら。これでは地域のコミュニティーもばらばらにされている。多大なストレスが今かかっている。これが現実だということを私はこの目で見てきたわけでありまして。私はこうした原発固執路線や再稼働暴走路線から転換するとともに、今、地方によるエネルギーの地産地消の可能性が技術的にも広がっている、検討すべき時代に入っているのではないかというふうに考えているわけでありまして。技術的な発展に伴い、太陽、水、空気とともに生命体の活用によるバイオエネルギーのリサイクル活用ということが、今大きく取り上げられようとしているのではないのでしょうか。この点では町は家庭への太陽光発電のいち早い助成や、公共施設への太陽光発電などを進められているわけでありまして。そして経済的な利益が見込めるとして民間による太陽光発電も進んでいるわけでありまして。

そこで第1点目に太陽光など自然エネルギーの活用状況を家庭での太陽光発電規模、民間での発電規模など、この睦沢町ではどのような量としてなされているのか、わかるところで結構でございますのでお聞きをしたいと思っております。全国的には千葉県はかなりこうした太陽光発電が進んでいるというふうには聞いているわけでありまして。こうした中で私は今後町として、太陽光だけに限らない自然エネルギー活用の方向、自然エネルギーによる地産地消を検討してはどうかというふうに考えているわけでありまして。これは単なるエネルギーの問題ということではなくて、今町長のほうは健康と若者定住ということをかなり大きく打ち出して、一定の成果もあげられております。しかし、住民アンケートなどを見ますと若者定住の

根本要求は、地域雇用も含めた地域経済の活性化というのが確か1番だったと思うわけであり
ます。こうしたものも含めて、私は提案をしたいというふうに思うわけであります。

地域経済の活性化、環境保全エネルギー活用の方角の1つとして、木質バイオマスエネルギーの活用を検討してはどうかと思うわけであります。というのはさっき言いましたけれども、太陽光発電の主流どうなってるか、これは前にも銚子の風力発電の現状もお話をした、2回ほどだと思いますが、結局地域の独自資源であるそうしたエネルギーが、民間の企業として地域に十分その恩恵が享受できるものとはなってないという問題が今生じているわけ
あります。全体としては自然エネルギーというわけでいいわけですが。地域の資源は地域で、
地域経済の活性化のためにも活用できるという、そうした方策を取れないかということも私
は考えてきたわけであります。天然ガスの活用も地域資源の活用という点ではよいのですけ
れども、限りのある化石燃料であります。また強制採取による環境への影響も懸念をされて
いるわけであります。この中で私が言ってきたのは県内の南房総市視察をしてまいりました。
木材を農業用暖房として推進をしていると。南房総市は最初ここに限定したわけではなくて、
総合的な木質バイオマス発電、こういう誘致をしたいとか、ペレット暖房だとか、チップボ
イラーなど総合的に検討したそうですが、まず今取り組めるものは何かということで、花卉
農家向けに石油系暖房から薪を使った暖房へと進んではどうかということで、無料モニター
事業を平成23年度に実施をしたわけです。燃焼時間、大体1本入れると8時間から12時間だ
そうですけれども、それと暖房効果経費的にもすぐれているということが、実際の使ってみ
て実証されたということで平成25年度に10台、26年度20台、27年度30台の見込みということ、
大体手を挙げている方の状況を見るとこういうふうになるのではないかという担当者のお話
でありました。市の行政センターにもこうした薪を使った暖房を導入したということだそう
であります。その結果、生産、供給のための新たな雇用が生まれているということをお聞き
をしまして、見てまいりました。実際に木材の切り出しという中では、森林組合に新たに非
常に若い男の方が一生懸命働いておられまして、雇用に役立っておられました。ただ地産地
消の産業のためには幾つかの条件がありまして、太陽光のように土地にどんとパネルをつけ
ればいいというものではありません。資源があること、それから供給先があること、それか
ら暖房機はかなり完成されてますからその機械としてはいいわけですが、木材の切り出し、
加工、それから搬送の組織、機材こういうものが需要でありますから、このことが結局逆に
言うと地域の経済や雇用へとつながるわけですが、この辺の研究、そして推進というのが南
房総の場合に、南房総市農林水産部地域資源再生課と確か数人でやってらっしゃると思いま

すが、その若い方ですけれども非常に熱心に研究推進をされておられまして、そういう中から進んでいるということでもあります。それから木材の安定供給のためには、地域の森林組合との綿密な協議と合意がなされるということもあったそうです。それから農作業の受託組織これの農閑期にコントラクターというんでしょうかね、あの運搬用のやつですかそういうの業務委託をすとか、さまざま地域にあった形で組織づくりが進められている。木材切断機械や薪割り機、乾燥一時貯蔵土地の確保など、さまざまな関連住民組織との十分な合意がなければできないということですから、すぐにぱっといくものではありませんが、しかしこれが進めば雇用や地域活性化について大きな効果があるというふうに感じたわけでありまして。さらには経済効果だけではなくて、睦沢町の場合は近隣市町村との協力もあるかなと思います。木材の活用が森林の整備につながり、大きな有害鳥獣対策にも効果が期待できるのではないか、自然豊かな睦沢町をさらに魅力的な町にしていくことができるのではないかと。これを、私は思ったわけでありまして。これは一個人ではできる問題ではりません。町としてさまざまな検討をしてみたいかなと思いますので、考え方をお聞きをしたいと思ひます。

次に防災対策について伺いたいと思ひます。私が一般質問を出した翌日か翌々日でしたでしょうか、広島の場合の大変な大災害が起きたんで、私もびっくりしました。亡くなられた方にお悔やみを申し上げるとともに、被災された方々に心よりお見舞いを申し上げたいと思ひます。私は最近の地球温暖化ではないかと言われてるみたいですが、これは1地域にとどまらず、いつ睦沢町に集中豪雨的な災害が起きてもおかしくないような事態が進んでるのではないかと、ここについて従来の経験則だけではなくて、新たな視点で対応が求められるのではないかなというふうにしたので、質問したいと思ひます。

第1に広島では時間雨量100ミリという地域もあったというふうにみられるように、土砂災害の危険か所の位置づけをこうした大量の瞬間雨量があり得るというようにまず改めると。

それから第2に河川への氾濫防止についても、今進めている河川改修などについては従来型の予測によってなされてるわけですが、これはやっぱり根本的に雨量予測を見直す必要があるのではないかと。

それから3番目に今局地的な雨量でありますから、もちろん小まめに雨が降った場合の実測は必要なのですが、睦沢町だけではなくて河川の上流部への情報も含めて機敏に捉えることができる、局地予報情報システムこういうもの取り入れてはどうかと。

それから4番目にハザードマップあります。ただこれだけの全国的な瞬間雨量の集中豪雨

などの事態の中で、がけ崩れその他危険か所については、私は現在よりさらに危険度に応じて、事前に防御工事を睦沢町だけじゃできないと思うんですけど、これをやっぱり進めていかなきゃいけないと思うわけであります。

第5に集中豪雨の際の避難については、予測に基づく避難準備こうした周知と、それから避難をする余裕が与えた早目の周知をするというふうにやっぱりかなり根本的に改めなきゃいけないんじゃないかなと思うので、ちょっとその辺をお聞きをしたいと思います。

それから3番目に重度障害者（児）の医療費窓口無料化への対応についてお聞きをしたいと思います。これ昨年私質問したんですが、報道によりますと、千葉県は重度心身障害者（児）医療費助成制度の現物給付化、いわゆる窓口無料化ですが、来年8月から実施をするということを明らかにしました。障害者団体の方などがずっと長い間こういうのを要望してきたわけであります。20年来県の議会などでも請願を出されたり、2012年の6月の県議会では全会一致でこの請願が採択をされるということで、こうした障害を持ってる方、それから保護者の方々の本当に切実な願いであったわけでありますが、県のほうがやると言ったと。これまで医療費の自己負担分を一旦全額支払った後に、領収書をつけて市町村に申請しなければ助成を受けられない償還払いだったわけですが、大変私もその保護者の方にもお聞きをしましたけど、やっぱり大変だということです。障害お持ちの方のいろんな介護されてるわけですから、こういう点で私は一歩前進したんじゃないかと思うわけであります。こうした内容を受けて、町もこの制度を実施をするのかお聞きをしたいと思います。

次に同時にこの窓口無料化に当たりまして、県のほうが通院1回入院1日当たり300円の自己負担をとということで、新たな自己負担ということでこれもよくわからないんですが、こんな制度にするということであったと。65歳以上で新たに重度障害になった人には制度が適用されないというようなこともあると。これではせっかくよくなった面もあるのに、後退した部分もあるということなので、私は町独自として新たな自己負担への助成を行って、この制度が後退しないようにして障害者の福祉のためにも町として推進をしていただきたいと思いますので、お聞きをしたいと思います。

以上1回目終わります。

○議長（市原重光君） 市原町長。

○町長（市原 武君） それでは市原時夫議員の一般質問についてお答えを申し上げます。エネルギーの地産地消ということでございますが、まず自然エネルギー活用の現状を申し上げます。

本町における自然エネルギーでは風力、水力、地熱、バイオ熱発電の導入はありません。太陽光発電設備のみが導入されております。現在稼働しておりますのは、10キロワット未満の施設が50件、これは家庭用発電設備を含んだものとなります。また10キロワット以上の施設は8件でそのうち7件が50キロワット未満となり、1,000キロワット以上2,000キロワット未満が1件となっており、下之郷竹之下地先に設置させた発電所でございます。この下之郷発電所は2メガ規模相当のもので、一般家庭の年間消費電力換算で約450世帯分を賄えると伺っております。また認定はされておりますがまだ稼働していない件数は10キロワット未満で7件、10キロワット以上の施設は80件で、そのうち74件は50キロワット未満となり50キロワット以上500キロワット未満が1件、500キロワット以上1,000キロワット未満が2件、1,000キロワット以上2,000キロワット未満が3件となっております。国が公表している平成26年4月1日現在の本町で稼働している導入容量の合計は2,415キロワットですが、認定された全ての施設が稼働した場合には、あわせて1万2,117キロワットの容量となります。しかし認定はされても建設に至らないものも数多くあるため、現段階では今後の稼働容量の把握ができないのが実情でございます。

次に電力関係における東京電力館内の現状について申し上げます。東京電力館内においては千葉県で申しますと、南房総エリアにおける再生可能エネルギーは太陽光を主体とした多くの発電申し込みがあったことから、その申し込まれた施設全て稼働した場合、送電線から変電所までの系統から流入する電流が大きくなり、上位変電所において変圧器容量を超過することにより、今後発電を希望する太陽光発電等の接続ができない状況にあると聞いております。

長生郡市では一宮町、長生村、白子町を除き現在制約が発生しているエリアまたは今後制約が想定されるエリアに入っております。睦沢町につきましては一部を除き既に制約が発生している区域として色づけがされております。このためさらなる再生可能エネルギーを接続するためには対策工事が必要とのことでございます。現段階では工事についての費用負担や時期を検討中とのことでございます。制約エリアの詳しい情報については東京電力ホームページに掲載されておりますので、そちらをごらんいただきたいと思います。

なお家庭用太陽光発電における余剰電力の売電及び、売電を伴わない施設については制約の対象にはなっていないということでございます。このようなことからメガソーラー等の新たな売電を伴う発電は現段階では難しいと思われませんが、議員おっしゃるように地産地消となる自家消費として利用することは問題がないため、今後計画する道の駅等についても太陽

光発電あるいはガス発電等導入したいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。なお過去の一般質問でもお答えをいたしました。が、風力発電や水力発電については過去に検討させてもらいましたが、本町については適さないということでございました。

しかしながら本町での自然エネルギー活用の可能性としては、以前盛んであった林業が衰退し、町の自慢であった里山の荒廃が進むとともに、過去に植栽されました杉の花粉が問題になるなど、里山の自然環境が悪化していることから、町の自然を有効に活用した再生エネルギーとして、木質バイオマスエネルギーが考えられると思います。これについては議員がおっしゃるとおりではないかなというふうに考えてるところでございます。現在全国各地で木質バイオマスの利用促進が進められております。千葉県でも木質バイオマス新用途開発プロジェクトとして地域に賦存する木質バイオマスを利活用する産学官連携による用途開発研究への支援と地域資源循環モデルの創出を推進しております。

その木質バイオマス利活用のシステムイメージには製材残材や、剪定時などの未利用資源、間伐材や被害材や杉の溝腐れ病等などの潜在資源、さらには林地残材や竹材などを有効利用することで、木炭に処理し土壌改良剤や河川浄化材、飼料副資材への利用を図ること、またペレット化によりまして、先ほどもお話がありましたけども、農業用暖房設備などへの利用を図るとともに、処理の過程で発生する排熱を利用した発電などが挙げられております。

この木質バイオの利用が促進されることにより、荒廃した森林・里山が持続可能な森林・里山へ再生できるものというふうに考えております。既に県内でも南房総市や、山武市などが木質バイオエネルギーの有効活用を始めております。

本町でも木質バイオマスの活用の可能性はあると思われ。また新たな産業として雇用の促進にもつながるものと思っておりますので、今後は町は真摯に検討してまいりたいと考えますので、ご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

また議員もご承知のことと思いますが、NHKの関係の取材班で、藻谷浩介氏によります里山資本主義ということで、山陰地方ですかね、あちらのほうで大々的に木材の利用、それからその廃材等利用する発電ということで、大きな成果をあげていることにも注目をしているところがございます。

次に防災対策についてお答えをいたしたいと思っております。昨年の大島で発生した台風26号による土砂災害や、本年8月の広島市での土砂災害では多くの尊い人命が失われております。この両災害の共通点は災害の発生に避難勧告等の呼びかけが間に合わず、被害が大きくなっ

てしまったことではないかというふうに思っております。避難勧告等は災害対策基本法第60条で、町長が行うこととなっております。今までの避難勧告等の発表の基準は経験則による判断が主でありましたが、本年内閣府より示された避難勧告等の判断、伝達マニュアル作成ガイドライン案に基づき客観的なデータ、具体的には河川の水位テレメーター、氾濫危険水位に達した場合や、大雨に関する特別警報の発表等により、迅速に避難勧告等を出すなど、新たな基準での運用も現在試行をしているところでございます。

議員がおっしゃるように近年の集中豪雨では新たな対応が求められているというふうに感じております。避難とは災害から命を守る行動であります。町では避難勧告の空振りを恐れず、避難勧告等を発令してまいりたいというふうに考えております。また現在茂原市ではウェザーニュースと契約をいたしまして、詳細な情報を特に茂原市の場合には水害が幾度となくきておりますので、そういう情報を得ているというふうに伺っております。したがって、長生郡市内につきましては茂原市と連携を取りまして、詳細な情報をもとに的確な避難勧告等につなげてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

また家屋倒壊等への対応についてでございますが、国は地震による人的被害や経済的負担を減らすため、建築物の耐震化改修の促進に関する法律を平成17年に一部改正し、県及び市町村が耐震化促進計画を定め、建築物の耐震化を計画的に促進することとされました。これを受けて本町においても平成21年度に睦沢町耐震促進計画を定めました。平成21年4月現在の住宅の耐震化状況は戸建て住宅及び共同住宅については、家屋総数3,914戸に対し昭和56年6月1日以降の新耐震基準を満たした家屋は2,289戸で、耐震化率は58.5%と推計されました。耐震基準を満たしていない家屋は、1,625戸と見込まれます。平成26年4月現在の状況は家屋総数3,959戸に対しまして、新耐震基準を満たしている家屋は2,398戸で、耐震化率は60.6%と推計しております。平成21年と比較しますと家屋総数は45戸、耐震基準を満たしている家屋は109戸それぞれ増加し、この差64戸については耐震基準等満たしていない家屋のうち、建てかえ等により耐震基準を満たしたことが見込まれます。これにより耐震化率は2.1ポイント向上いたしました。家屋倒壊への対応については町では住宅耐震診断、耐震改修等を実施する方に対して、支援制度を設けております。また時限措置ではありますが、耐震改修に対する所得税の特別控除等受けることもできます。今後も広報やホームページへの掲載を計画的に行いまして、制度の普及啓発に努めてまいりますのでご理解を賜りたいと思っております。

次に重度心身障害者（児）の医療費窓口無料化についてですが、千葉県は一昨年からのこの

この具体化を進めており、議員のおっしゃるように平成27年8月から医療券による現物給付を実施することとし、現在関係団体とさらなる協議を進めております。町の現在の運用といたしましては、病院等で費用を一旦支払い、その後日町からその分を償還払いとしておりますが、千葉県が2分の1、町が2分の1をそれぞれ負担していることから、本町でも同様に平成27年8月から現物給付をする予定で準備を進めております。また議員ご心配の一定の自己負担の対応についてですが、千葉県は1回当たり300円の自己負担を求める考えですが、町の現行制度では自己負担が最終的にはかかっていないことから、また既に現物給付を実施している子供医療費についても自己負担分を町の上乗せ助成していることなどを鑑み、本件についても300円の自己負担分を町で上乗せ助成したいというふうに考えております。これはもう既に担当課長のほうから睦沢町の福祉は後退はあり得ないという答弁はさせていただいておりますから、それを踏襲してまいりたいと思っておりますのでよろしく願いいたします。

もう一つ、65歳以上で新たに重度障害となった方を千葉県は対象外ということでございますが、本町は今までどおり65歳を過ぎての新規の方も対象とするという予定でございますので、よろしく願いを申し上げたいと思います。

以上でございます。

○議長（市原重光君） 市原時夫議員。

○10番（市原時夫君） 地震の問題なんですが、これまで予想される家屋の倒壊等については、東京湾北部地震ということで確かそれが基づいた、その直下型とかいろんな新たな危険性が指摘をされて、条件が変わってきてるというふうに思うんです。平成19年でしたか、これ確か県のほうがやったのが、睦沢町で地震による全壊108戸と半壊558戸という恐ろしい数値が、今耐震の状況言ったけどこの時点でこうした数字、これがそのまま反映するわけじゃないとは思いますが、これが出てるということですよね。ただ19年の時点ですからこれ最新の調査してるんじゃないかなと思うんですが、その辺はどうなってるのかというのを一つお聞きをしたいというふうに思うんです。阪神淡路の時もそうですけど、古い建物がペしゃっといっちゃって、それで亡くなるっていうのが結局これが非常に大きい問題だったわけですよね、それから火災が発生するということになったわけですから。津波の問題も全く軽視はできません。ただはっきりしてるのはこれだけの状況が今段階であるんだと。新しい情報があれば教えていただきたいと思うんですが、その点をお願いをしたいということなんです。

それで、今耐震診断と補強ということで補助制度ありますよね。郡内見て余り活用がないみたいな、ちょっと睦沢町どうなっているかお聞きをしたいというふうに思うんで、それを教えていただきたいと思う。それでやっぱり地震が起きたときに自分のところは本当に大丈夫なのか、かなり危険なのかというその耐震診断というのをやっぱり優先しなきゃいけないのかなと思うんです。実際に工事するかどうかっていうのは、かなりの自己資金が必要になるわけですから、やれない、すぐにできない方もあるかもしれないんだけど、ただ自分の家がこういう危険な状況にあるということを知ってるか知ってないかで、それは避難する場合についても非常に参考になるんじゃないかなというふうに思うんです。だから耐震診断をまず促進をするということで、この方策、単に補助金をあげちゃえばいいってことじゃないかもしれませんが、確かに一軒7万かそれぐらいでしたっけ、結構かかるんですよ。

それとやると危ないということで、すぐ工事しなきゃいけないというものもあるかもしれないですけど、まず自分のところの耐震状況どうなのかということを知ってもらおうというように、そういう措置が必要じゃないかなというふうに思いますので、これはちょっとお聞きをしたいなと思いますのでお答えいただきたいと思うんです。それから自然エネルギーの活用ということで、町長早い確かに、いろいろ問題意識もったらそれはどうかということで、ちゃんと検討するという点でその点は評価してるんです、立場違うところあるけど。その点でかなりやられているということはあると思います。この木質については県も、睦沢町はそういうところは非常に素早いというか適切かもしれませんがやってらっしゃることなのですが、いいんですが、北海道、例えばこれどういう効果あるかって、北海道足寄町ですか、ここは木材、それから畜産農家のふん尿、農地の農産物残資、生ごみ、下水汚泥などから排出される全てのガス化を目指す、これがそのままいいとは言えませんよ、ここは木質ペレットからはじめてびっくりしましたね、大した人口いないとこですけど、雇用139人、木質ペレット製造関係でも15人の雇用ということですから大変な雇用がこの中で生まれてるということで、地域経済的にも効果があるということだと思うんです。7月か8月ですいすみ市でこうした推進を進められてる講師の方を招いて学習館が開かれて、ちょっと聞いてみましたら現在検討チームということで立ち上げているということなのです。

南房総市でも実際にこれが進んだのはやっぱりそうした体制の問題があって、一人大変熱心な方がいらっしゃるということなので、こうした検討チームとかそういうようなものがやはり推進するためには必要ではないかなと思うので、その辺の考え方をお聞きをしたいなというふうに思うんです。有害鳥獣の場合は睦沢町だけやってもいかないわけですから、

例えば森林の多い大多喜とか夷隅とかそういうところともいろいろ勉強会をやるとか、意見交換をやるとかということもいいのではないかなと思うので、その辺もお聞きをしたいなというふうに思うのでお聞きをしたいと思います。それからちょっと事前に担当者の方にも言っているんですけど、5点についてさっきちょっと言ったので、もし答えられるところあれば一部町長答えていただいたところもあります、予報情報システムの問題答えていただきましたが。雨量の見方だとかそういう点について検討されてるところあればちょっとお聞きをしたいなと思うのでお願いします。

○議長（市原重光君） 市原町長。

○町長（市原 武君） 2回目のご質問にお答えをしたいと思います。まず地震の問題で平成19年に千葉県が発表した以降の新情報はということでございますが、これについては担当課長のほうからご説明をさせてもらいたいと思います。また耐震診断の促進また補助制度の活用についても、担当主幹のほうからご説明をさせてもらいたいと思います。それと雨量の見方等についても私先ほど申し上げましたけど、詳細については担当課長のほうから申し上げさせてまいりたいと思います。

それからバイオマス関係でございますが、先ほど北海道のほうの廃棄物のガス化というお話がございました。実はこれについても睦沢町堆肥センターを稼働するに当たりまして、当然ガス化の問題がございまして、これもコンサルと一緒に十分検討させていただきました。実際可能なんですね。メタンガスを取ってそれで発電をすとか、エネルギーに変えるということは可能なんですけど、かなりそれに関する負担のほうが重くなってしまうということで、あの時点でそれに向けてやるというのはいかがなものかと。実はあの時ももう既に国は大々的に畜産廃棄物を使ってガス化して、エネルギーに変えると大規模な施設が実は関東だと思ったな、どっかでありました。しかしながら実証実験をする中で、今言ったように非常にお金がかかってしまうということで、国は施設をつくって運用をはじめた結果があんまりおもしろくなかったんですが、地元市町村にあげますよといったところ、もらうともらったほうは負担がふえてしまうんで、受け手がないというような実態もございましたんで、今のところ廃棄物のガス化についてはまだちょっと発展途上かなということで、そこまで至ってないというのが現状でございます。

しかしながら、先ほど申し上げましたように、現在睦沢町この里山と言われてる部分が非常に荒廃をしております。これについては町内にももう既に幾つかのNPO法人も立ち上がって、この里山を何とか維持したいという活動をそれぞれの場所で活動してもらってござい

す。そういう方と連携をしながら先ほどの木質培養、これについて活性化の糸口を見出して
いきたいなというふうに考えておりますのでよろしくご指導お願いしたいと思ひます。

以上です。

○議長（市原重光君） 高橋総務課長。

○総務課長（高橋正一君） 命によりまして私のほうから3点ご回答を申し上げたいと思ひ
ます。

まず1点目でございますが、地震被害想定、いわゆる直下型地震が起きた場合の見直しを
どうなってるんだというご質問がございました。現在の被害想定につきましては平成19年度
の千葉県地震被害想定調査により定めております。議員おっしゃりますように建物の全壊が
揺れによって108棟、また半壊は558棟とそのほかに液状化では全壊が11棟、半壊が27棟、ま
た急傾斜地崩壊で全壊が4棟、半壊が9棟ということで、全壊につきましては合計いたしま
すと123棟、半壊が594棟となるという調査結果が出ております。しかしながら近年の直下型
地震がこの睦沢町に直下型地震が起きた場合、千葉県で直下型地震が起きた場合の想定に
ついては、現在千葉県が出しておりますのは東京湾北部地震で策定したものでございまして、
東京都が直下型地震の関係で見直しを図ってまいりました。千葉県はまだ直下型地震での想
定の資料等を公表しておりません。これらが恐らくこれから出されて見直されるだろうとい
う認識で現在おります。それに合わせて町の防災計画等についても順次改正していきたいと
いうふうに考えております。

それと2点目の雨量予測の見直し、現在一宮川河川改修が行われているわけでございます
けれども、前回の被災を参考に50年に1回発生するということを経験雨量見込みで50ミリで見
込んでるわけでございます。この辺につきましては千葉県に問い合わせたところ、現在のと
ころ見直す予定はたっていないということでございますが、近年局地的な豪雨や茂原市の災害
等ございますので、この辺は今後のやはり見直し課題になってるのではないかと想定いたし
ます。またハザードマップで寺崎地先、川島地先の土地については、浸水してしまうと。こ
れらについて河川のかさ上げ等、河川の堤防のかさ上げという、そういったことを見直すべ
きではないかと、工事を進めるべきではないかというご質問がございましたけれども、こちら
につきましては現在一宮川河川改修を実施中でございます。この点についてはまた新たな計
画の見直しと申しますか、雨量の見直し等々がされてきた場合はまたあり得るかもしれませ
んけれども、現在のところは河川の堤防については現在の計画以上は上げる見込みはないとい
う状況で聞いております。

以上でございます。

○議長（市原重光君） ちょっとお待ちください。

○総務課長（高橋正一君） 私が先ほど答弁申し上げました中で1点誤りがありましたので訂正をさせていただきたいと思います。一宮川の河川計画は50年に1度の降雨確率で工事を進めてきておりますけども、現在はおおむね20年に1度の降雨確率で改修を進めているということでした。まことに申しわけございません。

○議長（市原重光君） 田邊主幹。

○地域振興課生活環境・地域整備担当主幹（田邊浩一君） では命によりお答えさせていただきます。耐震診断の件数等の関係でございますけども、昨年の25年7月に住民の方々を対象に、我が家の耐震相談ということを睦沢町役場のほうで開催させていただいたんですけども、なかなか住民の方の参加も少なかったというような状況でございます。耐震診断につきましては昨年度1件の診断がございました。耐震診断の補助につきましてはですけども、対象経費が一応13万円を限度としてその3分の2、8万6,000円を限度として補助金を出しております。今後につきましてはですけども、またホームページ等活用いたしまして、制度の普及に努めてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたしたいと思います。

○議長（市原重光君） 市原時夫議員。

○10番（市原時夫君） エネルギー問題ですけど、ちょっと町長、今、太陽光関係ばあつと行って、こんなに進んでるのかと思ったんで、すいませんけど後からでもいいんですけど、こういうのはもっと宣伝したほうがいいと思うんだ私は、やってるというのは。いうことなので資料としていただければと思いますのでお願いをしたいというふうに思います。それからこの木質関係の問題で言えば、結局県のいろんな制度を使ってということになると、具体的に町にそうした体制的なものについては何か考えるというのはあるか、それから近隣の有害鳥獣との関係でいえばそういうところとの交流とか、意見交換とかそういうものが考えてらっしゃるのかどうかということをお聞きをしたいなというふうに思うんです。それでこれ今杉が多いですよ。聞いたら杉は悪くはないんだけど、木材的には長い30年50年って期間で見ると、やっぱり実のなるものそういう鳥獣関係が食料になるようなそういう木に変えたほうが、こういう立場にもいいってことで、そういう意味ではいいことだらけだというふうに思うんで、町の山林の環境を大きく整備をできるというものだと思いますので、今の点ちょっとお答えいただければと。ほかの自治体も結構そうじゃないかなと思いますのでお願いをしたいと思います。

それから防災関係でいいますと、この確か白子がこれは津波関係ですか、かさ上げみたいにするということなのですが、その見た目があんまりよくないというので意見も出てるようなのですが、そういう対策でいいのかどうかという問題、今もおっしゃったけどやっぱり雨量関係をどう見るかというんで、県のほうが考えてないというふうにおっしゃったんだけど、さっき町長言ったように、避難勧告とか何かについて最終的には町長の責任が問われるんですよね、これやっぱりし。だからそのところは県がやらないからということじゃなくて、さっきの答弁でもそういうニュアンスありましたけど、町としてこれでいいのかという点を県にも働きかけるし、町としても独自にそのところは検討していただきたいなというふうに思うんですよ。

それでハザードマップというのはかなりわかりやすいものもあるんですけど、これなんかもじゃ今のままでいいのかということもありますので、すぐにはいかないかもしれませんが、その点をお願いをしたいというんです、思うわけなのでお聞きをしたいというふうに思います。それから避難関係については私は一言言っておきたいんですけど、大地震の時に私は適切だったと思っています。実際にその現場に立ち会ってました。でほとんど経験がない、私は完全にパニック状態になりましたけど、やっぱりその役場の担当者それから組織のほうは、一宮との情報なんか全然来なかったんですから。そういう中でどうしよかと悩んでる姿を見ました。それから、よしここはどうしても避難のあれを出そうということで実際的にはそんな大きな来なかったかもしれないけども、対策として私はとったというふうに思う、そういう点では私は評価をできると思っていますので、ぜひ今度の集中豪雨対策についてもそうした点で、町長空振りも恐れずと言ったけど、私もそうだと思います。事前にかなり細かく予測をとっておけば、降った関係を見て、問題なのは要するにここで降ってなくても、上流で降ってあつという間にくるといふそういう問題があつて、住んでる人は何だ大して降ってないじゃないかと思つてもどんどん水がふえてくという問題がありますので、そこは人命の問題なのでぜひ見直し検討していただきたいなというふうに思うんです。それから耐震の診断の関係、周知徹底するっていいんだけど、実際は幾らかかるんですか。それは家の大きさにもよるかもしれないけど、どうもお金がかかるというのでなってるか、そこは周知だけでいいのかなと思いますのでお聞きをしたいというふうに思います。それから重度障害者医療の関係については後退をさせないということで、力強いご答弁をいただきましたので、ということで福祉を後退させないということですのでよろしくお聞きをしたいと思いますのでお聞きします。

○議長（市原重光君） 市原町長。

○町長（市原 武君） 3回目のご質問にお答えをしたいと思います。木質バイオマス関係でございますが、議員おっしゃられるように、今現在も陸沢にあるのはほとんど杉が植栽をいたしましたので、杉がほとんどでございますが、実際は木質バイオということで利用するには杉よりも広葉樹というんですかね、実のなるもの、ああいうもののほうが伐採しても次からまた20年、30年後には出てくると、自然的に出てくるということで、その繰り返しということで資源が枯渇しないということで非常に注目されてるといふふうに思っております。そのようなことから、一時期は木材の活用ということで杉だとかヒノキが植栽をされてきたわけで、今その需要が大変少なくなってるというでございますが、またこの需要も先ほど申し上げました山陰地方そちらについて合材ですね、合材といっても昔のように数ミリの板を重ね合わせるんじゃなくて、数センチの厚い板を重ねて直角方向に重ねて合材にするという技術ができてきておると。またこの技術を利用すると鉄よりも軽くて、また強固だとかたいということ。それからまた火災にも強いということが立証されているということで、これからの建築についても見直されてくるんじゃないかと。木材で13階建等も許可になってくるんじゃないかと。既にヨーロッパのほうではそういう建築方法が確立されておまして、既にオーケーになっておりますんで、日本も近い将来そういう形になってくるのかなということで考えられます。

そのようなことで、いずれにしても木材については非常に付加価値があるのかな。またこれ自然循環型で先ほど言いましたように、1回伐採しても20年、30年後にはまた同じような材木が出てくるといふことでございますんで、非常に大事になってくるのかなということで、実は千葉県もまだ研究中ということで先進的にやっているところと共同してやってるといふことなものですから、その推移を見ながらどうも郡内でも長柄町が一部やっているんじゃないかといううわさもちよっと聞いたことがあります。真偽についてはまだ確認していませんが、いち早く情報をキャッチしながら陸沢町に合った形で早目に対処していきたいなというふうに思っておりますんで、また議員もいろいろ情報が非常に広いと、早いということで伺っておりますんで、ぜひまたいい情報がありましたら教えていただければ活用させていただきたいと思っておりますんで、よろしくお願ひしたいと思います。

それから避難関係でございますけども、要は災害については議員もご承知のとおり、特に大津波だとか大地震だとかいうものについては50年だとか100年に1回ということで、東北地方でも現在見直しがされております。どういう見直しかといいますと、じゃあ100年に1

回のスーパー堤防をつくって海が全く見えなくなっちゃって景観が悪くなってこれでいいのかと、この地帯にはもう一生住めないんだと、ただそれだけでいいのかと。それよりも20年に一遍、50年、100年に一遍でもきたときにはさっと逃げて財産はそれなりになくなるかもしれないけど、人命だけはきちんと守るということで、やはり景観も守っていった人間らしい生活を送るべきではないかという議論が出てきているというふうに伺っております。そのようなことで想定が当然変わればいろんな対策も変わってくるわけですが、これからは全て人間の力で災害を防ぐという方向ではなくて、災害と言いは悪いんですが仲よくするといえますか、そのときに人命をどうやって守って通常は問題ないときはその地域でも暮らしはできるようにという方向になってくるのではないかなというふうに考えております。

当然これについては要は投資効果の問題が出てくると思うんですね。100年に一遍に対応するために何兆円ってかけた。結果的にそれが自然に負けてしまったということになりますと、それが大丈夫だというふうに安心してしまうと、逆に人命を落とす結果になりかねないというのが今回の3.11の教訓ではなかったのかなというふうに、私は考えております。そのようなことで先ほども総務課長が答弁いたしました、千葉県の想定が変われば当然町もそれに対する対応は考えていきたいと思っております。

しかしながら町として独自にいろんな想定をするということは非常に困難が、人的にも物的にもお金的にも困難がございますので、千葉県の状況を見ながら対応してまいりたいと思っておりますので、何回も繰り返しますが、人命第一ということの中でどうしたら命を守れるかということを中心に考えながらやっていきたいなというふうに考えております。また3.11のときの町の対応についてということで大変お褒めの言葉をいただきましてまことにありがとうございます。あのときも実は私も総務課長で対処していて、議員もすぐ役場にかけてくれていろんな情報をいただきました。まことにありがとうございます。今の反省点いたしましては、なるべくあのときも要は数値ですね、どこまで水が上がって来てる、満ち潮が何時くるというものをやはり参考にさせてもらいましたが、実はあのときにはそういう数値が幾つになったらどうするということがはっきりしておりませんでした。ということで大変苦慮したという記憶が残っておりますが、今考えておるのは、できれば最低限この水位が幾つぐらいになったらどういうふうにしようというものを明確にして、なおかつそれにいろんなものをプラスマイナスしながらやっていきたいと。先ほど申し上げましたようにもう既に茂原市では2回も3回も水害にあっておりますので、ウェザーニュースですね、世界的にも有名な気象予報をしてる民間の企業でございますが、そこと契約をして当然茂原だけ

じゃなくて近隣のどこに雨が降ってそうするとその水位計がどうだから茂原にどれぐらいの水がくるということが当然あります。そうすると茂原に降った水は一宮川ですから、当然睦沢も通過していきますので非常に有効な資料というふうに認識をしております。これについては茂原市が契約してますんで、茂原市だけじゃもったいないよねと。長生郡市一帯で活用しようということで今総務課長さんたちもひそかに茂原市と契約といますか、協定を結んで無償で提供をいただきながら有効活用していこうということで今いろいろ練っておりますんで、ぜひそういう情報を確実にしながら実質の数値がはっきりすれば対応は割と判断は楽になるのかなと思いますので、判断する材料をより多く今後とも集めてまいりたいと思いますんで、よろしくご支援をお願いしたいと思います。

以上で終わりましたかね、すいませんよろしく申し上げます。

○議長（市原重光君） 田邊主幹。

○地域振興課生活環境・地域整備担当主幹（田邊浩一君） では命によりお答えさせていただきます。先ほど市原時夫議員のほうから耐震改修の費用というお話がありましたけども、ちょっと一応補助金上ですけども、1平米当たり3万2,600円を限度として、その23%50万円を限度としているということでございますので、120平米であると430万円、それに限度額を超えていますから50万を引くと380万円ぐらいが個人負担であると。それと先ほど町長のほうの答弁にもありましたように、後は所得税等の税控除のほうもあるということでございます。よろしくをお願いしたいと思います。

○議長（市原重光君） 以上で市原時夫議員の一般質問を終わります。

ここで11時15分まで暫時休憩といたします。

(午前11時00分)

○議長（市原重光君） それでは休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時15分)

◇ 清野 彰 君

○議長（市原重光君） 一般質問を続けます。次に、4番清野 彰議員の質問を行います。

清野議員。

○4番（清野 彰君） 通告順に従いまして、私のほうから2件質問したいと思います。1件目は里山再生について3点お伺いします。

1 点目は50年、100年後を視野に入れた町の里山をどのように考えてるのかをお聞きします。町周辺の山を見てみますと、森林には光が入らないほど密集した雑木林に覆われています。今から50年以上前は妙楽寺の山の尾根道からは、富士山や海がよく見えたと聞いています。そのころは炭焼きが盛んで、木の伐採や地域の人の手で森林が整備されていましたので、自然が保たれていたのではないかと思います。しかし時代の流れで炭焼きがなくなったことや、子供が成長して山で遊ぶことがなくなったこともあり、長期間人の手が入らなくなってきました。このままでは森も原生林化し、有害鳥獣のすみかとなってしまいます。50年後、100年後を視野に入れ、美しい自然を時間をかけて取り戻すためにも長期にわたる継続性のある里山再生が必要と考えます。

2 点目は里山は森の自然を生かすための政策をどのように進めていくのかお伺いします。里山や森の魅力は多くあります。地元では見なれている自然でも、都会の人から見ると大きな発見につながり、楽しみが実感できればまたきてみたいという気持ちになります。耕作放棄地と里地、里山の融合した遊び場づくり、森林浴ができる健康コースづくり等で若い人から高齢者まで興味を持ってもらえらると思います。地域によっては地形が異なりますが、自然を生かした睦沢町にしかない魅力のある里山や森をつくることが必要と考えます。妙楽寺には教育の森という場所がありますが、現在整備されていないため利用されていないのが現状です。ここは駒返古道ともつながっていることから、利用価値の高い場所と考えます。大がかりな整備をしなくても、睦沢町の魅力を十分伝えることができる場所と私は思っています。これらを考慮して長期的な取り組みだと思いますが、今後の施策についてお聞きします。

3 点目は里山整備は長期にわたる継続性の作業になります。作業はボランティア活動がメインになってきますが、活動を定着させるための取り組みをどのようにお考えかお聞きします。千葉県では平成15年5月に里山条例が施行されてから10年が経過しました。ことしの3月には第3次里山基本計画案が作成されています。里山活動には企業の参加も含め、ボランティア活動が県内の地域で活動していますが、整備には膨大な作業量とお金がかかるため、計画どおり進んでいないのが現状のようです。里山整備は継続性のある仕事であり、高齢化が進む中、地域の方の理解を得ながらボランティアの方々の手を借りなければできません。早期に手を入れていくためにはボランティアが入りやすい仕組みづくりが必要と考えますが、その対応についてお考えをお聞きします。

2 点目は竹や木材の廃材再利用について2点お伺いします。里山の再生と関連するんですが、その中で1点目は竹や木材の廃材はパウダーやチップとして有効活用ができます。その

取り組みについてお伺いします。宅地内の竹林を含め、里山整備で出てくる廃材の多くは償却されています。また倒木や間伐した木材の多くは放置されたり、焼却されたりしています。しかし、再利用の観点から見てみますと、竹をパウダーにして堆肥利用することができます。またチップにして雑草防止に役立てることもできます。竹や木材は環境に優しい材料です。最近は大田町やいすみ市で竹パウダーを利用した堆肥づくりに取り組んでるグループがあると聞いています。将来増加してくる廃材を有効活用するための取り組みについてお考えをお聞きします。

2点目は竹や木材の粉砕機が今後里山整備で必要になってくると思いますが、導入があればお考えをお聞きします。里山再生整備が進んできますと、毎日処理しなければならないことで保管場所の問題が発生してきます。廃材が放置されたり、山積みされることのないように環境面からも粉砕機の導入が必要ではないかと考えますが、取り組みについてお聞きします。

以上お話しした里山再生全般は町にとっても重要な課題だと思います。地道な活動ですが継続して行わなければ次世代へつながりません。今後どのように取り組んでいかれるのかお考えをお伺いしたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（市原重光君） 市原町長。

○町長（市原 武君） それでは清野 彰議員の一般質問についてお答えをいたします。本町だけではなく里山と言われる地域は、近年人が足を踏み入れる機会が減少したことに伴いまして、荒廃が進んでしまいました。しかしながらここ数年民間の団体や個人の方々のボランティア活動によりまして、改善の動きも一部では見られているのではないのでしょうか。先ほど議員もおっしゃっておられましたが県では平成15年5月里山条例を施行いたしまして、その間第1次第2次の千葉県里山基本計画に取り組み、現在平成25年度から29年度までの5年間を目標といたしました第3次里山基本計画が策定されまして、森林、谷津田、水辺等が一体となった美しい景観を形成する貴重な財産を守るための活動がされております。本町におきましては、現在の基本構想の中で里山・丘陵ゾーンとして地域の約半分程度を指定させていただきましたが、里山の活用については個人所有地が多い点などから、なかなか進んでいないのが現状であります。耕作放棄地の解消や有害鳥獣への対策にも有効なことから、県の計画ともあわせ地域との合意形成の推進や、各ボランティア団体と町とのかかわり方について協議をしてみたいと考えております。

次に竹や木材の廃材利用についてお答えをいたします。市原時夫議員のご質問でもお答え

したとおり、木質バイオマスエネルギーが自然を有効活用した再生エネルギーであると考えられ、詳細についてはご説明させていただいたとおりでございます。また竹や木材の粉碎機導入につきましては、現在のところ導入の予定はございませんが、十分検討し、対応してまいりたいと考えておりますのでご理解を賜りたいと思います。この粉碎機の導入でございますが、先ほど議員からも話がありましたように、かずさ有機センターで有効活用の方法として竹がはびこってしまっていると、これを竹のパウダーにすると竹の成長点だとかそういうことから見ても非常に堆肥として有効資材だということは実はわかっております。しかしながら先ほども触れましたが、やはり有機センターの要は投資効果、機械の導入による運営上の問題等の支障がありまして、導入には至っていないところでございますが、効果としては十分認識をしているところでございます。そのようなことでまた機械の進化等によりまして、効率性が非常にまた今後とも増してくるのではないかというふうに思われます。そういう機会をとらえてまた十分検討して有効活用に向けていければなと考えますので、よろしくご指導お願いしたいと思います。

以上です。

○議長（市原重光君） 清野議員。

○4番（清野 彰君） ありがとうございます。まず里山のほうについての質問再度させていただきます。昨年妙楽寺にお住まいの高齢者からは子供たちの声が聞きたい、賑やかさが欲しいとの声も伺ってます。地域に子供たちがいなくても、きてくれればいいというふうな話もされています。要するに身近に里山と隣接した耕作放棄地でお花畑にして、というか自分たちが楽しめる、要するに高齢者ですから今現在楽しみたいんだという話も伺ってます。そういう意味で言いますと、町全体見ますとやっぱり里山というのは奥に入ったところが地域が点在しておりますので、小さいところでも何か楽しみのもてるということもいいんじゃないかなと思います。そのためには里山整備が必要になってきますけど、そんなに簡単にいかないと思うんですが、ただ手をつけなければなかなか進まないと思います。そういう意味で長期展望に立って進めることは必要かなというふうに考えます。また里山は、里山といえ山なんですが、近隣の大多喜町やいすみ市、そして一宮町と古道がつながってます。そういう意味でいくと自然の景観や史跡を整備することで、観光面でも希望がもてるエリアとなります。そういう意味で健康コースにもできますし、いろんないい面があるのでないかと。ただ口では簡単にいいこと言いますが、でもやっぱりどっか一つモデルケースをつくって、それでいい方向にできればまた違ってくるのかなと。とにかく何か目指すものがないとなか

なか進まないで、そういうところを考えていきたいなという。ただ今私も参加してる里山グループ、一生懸命今やってるんですけど、何とかそちらのほうも早くモデルコースになって役立てればいいのかなどというふうに思って今頑張ってるところです。それから最近山が低くても房総は低山ということで、結構注目を浴びて歩いてる方がいます。それで今紹介されたり本にされたりしてますので、そういう意味でいきますと近隣の市町村との連携もうまくやれば睦沢町をPRできるのかなということでも本当に気の遠くなるような長い話かもしれませんが、突破口を見出せばいいのかと思いますんで、またその辺のところもちょっと含めてお考えをお伺いしたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（市原重光君） 市原町長。

○町長（市原 武君） 清野議員の2回目のご質問にお答えをしたいと思います。今現在町では里山の再整備計画を策定中でございます。この中で議員がおっしゃるように里山を維持するために、先ほどもお話が出ておりましたように、妙楽寺のふるさとの森、また寺崎のやすらぎの森、これは既に町が過去に森林関係の補助事業を使いまして整備をしたところでございますが、今現在は再整備を必要とするような形で荒れてきておる状態でございます。ということで町はこれを里山サポートクラブということで、当然地元の自治区にはお願いをして、管理をお願いしておりますが、やはりそれぞれの地区におきまして高齢者問題等々ありまして、これを再整備をした中で維持管理をもっと適正にスムーズにしたいというようなことから、里山サポートクラブを立ち上げたいということで今研究をしてるところでございます。そのようなことで従前からのボランティアあるいは地元の団体等々の連携を模索しながら、里山を有効活用していきたいなというふうに考えております。また自然環境でございますけれども、全くの大自然については人の手が全く入らなくてすばらしいところも一方ではあるわけですが、ところがこの里山というのはやはり人間の手が入りながら、人間が有効活用していくというのが里山かなというふうに私は考えておりますが、そうしますとやはり適度に人間の手が入っていかないと潤沢な人間が心地よい里山にはならないのかなというふうに感じております。そのようなことから新しいサポートクラブもつくりながら、従来のNPO法人、あるいは各地区の異地区との連携をとりながら、これを進めていければなというふうに考えております。そういうことでよろしくをお願いをしたいと思います。また今町の提案事業の中である団体については梅の里をつくるんだということで、妙楽寺のほうでその活動をしておりますが、これについては遊休農地の活用でございますが、それをしながらまた一方ではこれが御大日につながる遊歩道も一緒につくっていききたいという夢を持って、構想を持って進

めている団体がございます。そのようなことでこういう団体を大事にしながら、町とすれば3年間の限られた期間でございますが、そういう支援もしながらこういう団体を大事に育てていって、地域のことは地域でできるような、あるいはまた地域だけでできなければ先ほど言いましたように、外部からサポートクラブというようなものをまずパイロット的にふるさとの森、やすらぎの森進めながらそれがうまくいけば全体に広げていくというようなことも今後模索していきたいというふうに考えておりますので、よろしくご支援お願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（市原重光君） 清野議員。

○4番（清野 彰君） ありがとうございます。今の竹の粉碎機のことなんですが、考えてないとお話伺ったんですけど、いずれにしろパウダーができないと実証実験できませんので、その辺はまたいろいろ相談しながら町の中でもやってみたいという声もありますので、とにかく試験的に何かやらないと効果がでませんから、その辺はまた相談させていただいて、うまい方法があればやっていきたい。いずれにしろ量少なくても実験できますので、そういう意味でいくとその辺のところどっからか入手して、やってみてその結果でまたいろいろ検討やってるという手もあるかと思っておりますので、ぜひその辺を考えていただきたいというふうに思います。私もちょっと興味があるんでやってみたいと思ってるんですけど、そういうことで竹のほうは今後どうしても整備始めるとすごい量がでてきます。その度に50センチに切ってトラックに乗せて茂原で処理できます。そういう意味でいくと屋外では燃やすというわけいけないので、どうしても焼却費かかるのかなということで、その辺もおいおい膨大な量になったときにということもありますので、また一つ相談させていただきたいなというふうに思います。それから先ほど漏れたのですが、去年里山のグループでやすらぎの森も回ったんですけど、その時実は裏に池があるんですね。そこに5、6人の方が何をやってるのかなと思ったら、バードウォッチングやってるんですね。それで私も知らなかったんですけど、どうしたのって言ったら渡り鳥でここにしかこない鳥がいるということで、そういう話もありました。ところが近年環境がやはり破壊というかいろんな条件変わって、環境がちょっと悪化すると来ないらしんですよね。そういう話を聞きましてやすらぎの森の裏の森のところも池の周辺とかもすごくいい場所なので、本当に整備すればまたバードウォッチングなりいい場所になるのかなというふうに思っています。そういう意味でいくとちょっと離れた里山というかそういうところもありますけど、手を入れていくのも必要かなというふうに思います。

で、いろいろその辺のところ検討を進めていただきたいというふうに思います。

以上で終わります。

○議長（市原重光君） 答弁要りますか。ないそうです。いいですか。

これで4番清野 彰議員の一般質問を終わります。

◇荻野新衛君

○議長（市原重光君） 次に、11番荻野新衛議員の一般質問を行います。

荻野新衛議員。

○11番（荻野新衛君） それでは、通告順に従いまして一般質問をいたします。

まず第1に人口減少の件についてですが、問題についてですが、皆さんご存知のように先般日本創成会議が衝撃的な報告を行いました。2040年ぴったりきってなくてもその辺には全国の半数に当たる896市区町村で20代から30代の女性が50%以上減少し、減ってきて自治体が消滅する可能性があるということで、きたるべきことが来たなど。人口減に対する認識を新たにしたわけですが、町としても町長いろんな政策をしておりますが、これらに対応する対策などについてどのように考えているのか伺いたいと思います。

次に水田農業を守るためについてですが、一般質問の締め切ってから町からの全協が執行部からのあれがありました。それがあってもなくてもこれはやっぱりやらなくちゃいけないなど思った関係で質問するわけですが、この特に本町の基幹である水田農業ですが、基本的には国の政策が一番大きなわけがございますが、生産・消費の受給関係により価格は変動するわけですが、生産資材の高騰、従事者の高齢化また後継者の不足、販売単価の大幅な下落、そういう中で大半の生産者が意欲を失ってしまう恐れがあります。これは今の資本主義社会の中ではいたし方のないことでもあります。しかし、そういうことになると、地域環境、今までお米つくることに生きがいを感じ、周りの草を刈ったりいろいろ地域のために骨折ってきた人たちが意欲をなくしてしまうんじゃないか、そういうことによって、この自然豊かな睦沢の環境が変わってしまうんじゃないか、悪化を招くんじゃないかということをお危惧しているわけです。私はちょうど2年半前、前町長のときに長南町ではこんなすばらしい農業とか農地を守る方策が計画ができていのに、なぜ睦沢はできないんだと議会で質疑したことを思い出したわけでございますが、非常にこれから厳しくなる水田農業について、守っていくために町長はどう考えているのか伺いたいと思います。

3番目に防災についてですが、災害は忘れたころにやってくると言われます。災害列島と

言われるこの日本の中で、地震や台風、集中豪雨などにより多くの生命財産が奪われてるわけでございます。それこそ先月の広島の水害において亡くなられた方については、哀悼の意を表したいと思うわけでございます。そういう中において喉元過ぎれば熱さ忘れるということわざもあるとおり、本町としてもいま一度防災について再考すべきではないかと考えます。その中で細かいことですが、大切なことなので3点ほど伺いたいと思います。

まず第一、防火水槽の維持管理についてはどうなっているのか。これについては3月の予算特別委員会においても私は確か委員会の中で質問したと思うわけですが、広域の管理、または地元の非常備消防の管理多々あると思いますが、その辺どうなっているのか伺います。

次に防災協定はどの範囲で協定されているのか。これも過去に質問したんですが、その点では土木業者に協定を結んでるという答弁でございました。それから幅広く広がっているとは思われますが、どのような状態になっているのか伺います。

3番目といたしまして、先般の下之郷地先の家屋火災において何か町として問題点はなかったのかを伺いたいと思います。

次に4番目に1番大事な教育についてですが、本来これは6月議会でやる予定でしたが、いろいろたくさんあったので、9月にまわったということでございますが、読売新聞だと思います、ほかの新聞は読んでませんので私が調べた中では、読売新聞の中で全国学力テストの結果公表をアンケートに答えて検討中という新聞報道があったわけですが、その経緯と結果に、結論はもう8月の時点でわかったんですけど、一応経緯と結果、この経緯が一番大事だと思っておりますが、どうなったのか伺いたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（市原重光君） 市原町長。

○町長（市原 武君） 荻野新衛議員の一般質問についてお答えを申し上げます。まず最初に人口減少対策についてお答えいたします。

ことし3月に国立社会保障・人口問題研究所から日本の地域別将来推計人口が発表され、日本の人口減少が本格化し加速度的に進行していくことは明白になりました。また産業会や学会の有識者らで構成されます日本創成会議がまとめた独自の人口推計では、子供を産む中心の年代であります若者女性の数を試算し、2010年から40年間に本町の20代から30代女性の人口変化率は67.3%減少するとされ、消滅可能都市と定義をされました。これは相変わらず単なる少子高齢化が続くということではなく、肝心の出産適齢期の女性の数が減少することで今まで取り上げられてきた出生率の問題ではなく、生まれてくる子供の数が問題となってくるわけでございます。

また同様に現在進行している高齢化率の増加を問題とするのではなく、高齢者人口が増加から減少へと転ずること、つまり絶対数の減少も問題になります。10年から20年後の高齢化率を考えれば、健幸のまちづくり計画でも主眼においております健康寿命の延伸を目指し、医療費や介護費の抑制を図ることは喫緊の課題であることは当然のことと認識しております。

しかしながら30年、40年後を見た場合には、高齢者の絶対数が減少することとなりますので、消費に関して見れば地方で大きな割合を占めるキャッシュフローは年金ということも言えますので、その影響は大きなものとなります。例えば地方の若者の雇用の場であった医療介護関係、関連産業は先細りになり働き口がなくなり就職先を求めて大都市へ流出することになります。この地方から大都市圏への人口移動を加味すると、その結果日本の町が地方の小さな自治体から順繰りに消えていくことになるということ警鐘をされておるわけです。

私は行政運営に支障となる急激な人口減少を抑制するため、町長就任以来さまざまな施策を展開してまいりました。人口が減少する地域では生産年齢人口を中心に減少が進むことになり、地域における活力の衰退や、納税者の減少、少子化が進むことによる子供同士の交流機会の減少にともなう社会性の問題、介護医療費の増加、また高齢化率の上昇と相まって高齢者等の面倒を見る生産年齢人口が減少することによる福祉にかかわる問題、さらには災害時の共助にかかわる問題までさまざまな問題に発展することが想定できます。

当然ながら行政は人口が減少し、これらを生ずるであろうこれらの諸問題に対してその対応をせざるを得ません。そのときにあわてないように準備を怠らないことが行政の仕事であると考えております。まさしく日本創成会議がまとめたわけでございますが、その警鐘をするためにあえて言ったと。これについてはもう既に5年以上前に厚生労働省でも言ったんですが、役所が言ったんでは民間が全然響かなかったということ聞いております。しかしながら私はこれからの人口減少社会の進行を傍観するだけではなく、微力ながらも抵抗することで、今後も睦沢町が健康で活力のある町でいつづけられるように努力する価値は十分にあるというふうに認識をしております。

さて、住民基本台帳を用いたコーホート変化率法による人口推計では、本町の人口は平成21年から29年の8年間で、551人減少すると予測されております。平均すると年間69人の人口減少となります。過去にも10年間で700人ほど減つとりますんで、ほとんど同じような状況で推移するのかなというふうに推測されます。したがって、年間50人程度の定住が図られれば、まちの急激な人口減少を食い止められることになるのではないかと考えております。決して人口をふやそうというものではなくて、あくまでも急激な人口減少を

抑制しまして、多世帯が共生することのできる町にしたいというふうに考えるものでございます。

若者定住施策といたしまして、土地取得補助金や、住宅取得奨励金、リバーサイドタウンの建設などを施策として行ってまいりましたが、平成24年から本年8月1日現在まで本施策による定住者数は59世帯、208人という結果が出ていることから、近隣市町村と比べ人口減少に対し歯どめがかかっているものと認識をしておるところでございます。今後も過日の議会全員協議会でのパークサイドタウンの建設や、むつぎわスマートウェルネスタウン構想による生産年齢人口の確保を目指すとともに、若者が定住することで出産適齢期の女性の数を維持し、少子化対策にもつなげていきたいと考えております。そのためには子育て支援の充実や学校問題等の解決にも全力で向き合っていく所存でございます。また原価ゼロからの経済再生地域コミュニティの復活が可能となる里山資本主義の精神によりまして、金銭換算できない価値を生み、地域内で循環させることで明るい社会への道を開くためにも、住民、議会、行政ともども考察をしながら、積極的に推進することも含めて人口減少対策を講じていきたいというふうに考えております。なお高齢者対策についても健幸まちづくり計画の実践なども含め、十分な施策を展開していくと申し添えさせていただきます。答弁とさせていただきます。

次に水田農業を守るためにとのご質問でございますが、諸材料高騰による生産コストの増大、コシヒカリ新米の買い取り1期の価格については、昨年が一俵1万3,400円、今年が1万600円と下落をし、販売収益の減少が続いている状況にあります。

このような状況の中で今後は小規模農家での水稻生産で、利益を確保することは困難であると考えております。現状でも小規模農家は利益ではなくて、農地を維持するためにほかからの収益で何とかやりくりをしていたというのが現状ではないかなというふうに考えておりますが、これが一層厳しくなるという現状の中で、今後については生産コストを抑えるためには農業機械の有効的な稼働、土地の連担化による作業効率の向上などでき得るだけ近接した農地の集積によりまして、大規模な経営が不可欠になってきているのではないかとこのように考えております。

また独自の販売ルートの確立によりまして、販売価格を上げるには一定のまとまった量と品質の平準化が求められております。そこで現在国が推進する集落営農を推進することが急務でありまして、地域での組織の確立とあわせ集落の農地連担化による集積を進めることが、睦沢町の農地の保全と農業経営の安定化を図るものと考えております。

議員からも先ほど指摘がございましたが、もう既に数年前からそういう指摘も議員からもいただいておりますし、私も就任当初依頼このことについては触れてきたわけですが、ご承知のとおり現在はなかなか進んでいなかったと。一部では話し合い等を進めておりますが、それが現実には全体に波及できなかつたというのが実態ではございますが、皆さんもご承知のとおり、たまたま国ではT P P等の問題等をからめて、やはり日本の食糧ということ考えた中で、抜本的な改革をここでしなくてはいけないというようなことから、中間管理機構というものを設立を核にしながら集約化を図っていこうということで始まりました。やはりここはちょうどいいタイミングかなということで、本年度26年度、27年度はこの補助率が一番効率的な時期でございますので、これに照準を合わせまして町でできるところは上乘せをしながら、効率的にこの制度を活用しながら、睦沢町の農業を守る方策を出していきたいというふうに考えているところでございます。そういった中で朝の一番の挨拶の中でもさせてもらいました、あるいはまた全員協議会でも皆さんにご協議をさせていただきましたが、従来は認定農業者をつくって町の農業を支えるんだ。特に基幹産業でございます水田農業を守っていくんだということでありましたが、これの舵をきるという方向を示させていただきましたが、やはり皆さんのご意見を聞いた中で、今までの経緯もそんな簡単に捨てていいのかという中で、考えを改めまして、認定農業者、基幹となる農業者が中心となって集落営農を進めるという方法が一番の方法かなということで、考えを多少修正をさせていただきました。それが今朝のご挨拶でのことでございます。

そういったことでこれからの睦沢町の農業、特にこれは先ほども議員からも出ましたが、地域の環境を守るためにもどうしてもこの農地を守る必要があります。そういったことで、それともう一つには今非常に言われてることが、これから高齢化が進んでいきますが、従来の仕事定年を迎えた後の健康維持する方法として、農業、うちのほうの教育長に言わせれば農業スポーツという言い方をしておりますが、農業をすることによって自分の健康を保持するんだということが、一番やはり言い方悪いんですが簡単にできるということが集落営農ということで、自分が実際今まで農業していなくても農地を持っているだけで、今まではそれをやってくれる認定農業者にお願いすればよかったわけでございますが、やはり認定農業者個人ではやっぱり非常に厳しい経営状況になってくると。そういった中で地権者も一緒になって草刈りをしながらそれを支援するという形ができていけば、この睦沢の水田農業も守っていけるのではないかな。そういったところで睦沢の水田農業の生きる道を模索していきたいというふうに考えております。そういうことで、ここにいる皆さんも十分認定農業者とな

って、率先している方々が非常に多くおりますので、また貴重な意見をいただければというふうに考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

次に防災についての質問にお答えをいたします。防火水槽の維持管理はどうなってるかというご質問でございますが、現在町内には私設もあるんですが、私設が2基を含め88基の防火水槽が設置されております。内訳は20立方メートル未満が35基、20立方から40立方未満が5基、40立方メートル以上が48基となっております。防火水槽の管理については私設のものを除きまして、基本的には長生郡市広域市町村圏組合の管理となりますので、広域消防や消防団と協議しながら適切な管理に努めてまいりたいと考えております。この私設のものでございますが、従来からあった小規模の広域では一定規模以上のものがなければ、防火水槽としては認定しないということが過去に示されておりました。

そのようなことで道路の移設、あるいは拡張等によりましてそれを消火栓に置きかえるという話でしたが、地元において規模が小さくてもいいから地元で管理をするから、補償で同じようなものをつくってほしいということで、あったもの等があったものというふうな認識をしております。そういうものが2基私設ということであるということでご理解をいただければと思います。

次に防災協定はどの範囲まで協定されているかについてでございますが、町では8月31日現在で18件の災害関係の協定を締結をしております。内訳といたしましては建設業者等との人員及び建設資機材の提供に関する協定が4件、民間事業者等との物資の供給協定が3件、ゴルフ場等との一時避難場所の協定が3件、社会福祉施設との福祉避難所の協定が2件、そのほかの協定が6件となっております。また長生村にございます介護施設、まきの木苑と、一時避難場所に関する協定締結に向けて現在調整をはかっております。またこれらの協定のほか災害時には日本赤十字社から日本赤十字社法及び定款の定めによりまして、地震台風などの自然災害等の被災者の医療救護や毛布等の救援物資の配分などの協定を得ることができます。また災害時において町でできる対応には限界がありますので、今後も必要な協定を締結してまいりたいというふうに思っております。

次に先般の下之郷の火災について何か問題はなかったかについてお答えをいたします。火災通報は7月31日木曜日、午前9時57分に下之郷●●●●●●●●にて建物火災が発生したとの連絡が消防本部からございました。町では午前10時2分に防災行政無線により、消防団に対し出動要請を行いまた機能別消防団としての機能をあわせもつ役場職員で組織する睦沢町自衛消防隊に町内放送にて出動要請をいたしました。消火活動の状況は常備消防では佐

貫分署を中心に消防車両10台、31名、非常備消防では7部45名、機能別消防団が14名、常備非常備等あわせて消防車両18台と消防団員総勢90名で消火活動を行い、午後1時6分に鎮火をいたしました。

この火災による被害ですが、鉄骨づくり平家倉庫が全焼し、残念ながら住居人と思われる男性の遺体が発見されております。ご質問の問題点でございますが、消防団へ出動要請する際、防災行政無線の放送でサイレンの鳴らし忘れがございました。大変申しわけなく思っております。今後ともまた職員への指導を徹底してまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解を賜りますようお願いを申し上げます。これについては実は私も新しい職員も、新米といいますか4月に採用した職員も総務課におりますので、その子が対応してくれたのかなということで検証いたしましたところ、実はその子を指導すべく先輩の職員が放送してくれたようですが、やはり建物火災ということで大変急いだ中での失敗だったというふうに伺いました。また今後はこういう非常時に動転しないような訓練も必要なのかなということで再認識をしたところでございます。そのようなことで職員の指導を再度徹底してまいりますので、ご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

次の教育についての質問については教育長より答弁をさせていただきますのでよろしくお願い申し上げます。

○議長（市原重光君） 高梨教育長。

○教育長（高梨正一君） 命によりお答えします。全国学力テストの結果の公表についてのご質問ですが、経緯と結果というようなことで回答させていただきたいと思っております。本年の4月の新聞報道によりまして、千葉県内の本町を含む4町村が公表を検討中という内容の報道がございました。町教育委員会では本学力テストが児童生徒の一部の教科で学力の到達度として認識をしております。結果の分析や改善方法等も検討し、教育支援等の活用にと考えておりました。こうした内容を踏まえた中で、児童生徒の学習への取り組みや、保護者の意識の向上につながるものではないかというようなことで検討してまいったわけなんですけども、6月の教育委員会で学校別の数値の公表はしないというようなことで結論を出させていただきました。引き続きこの結果の分析を行いまして、授業の改善等が進むように今後も取り組んでまいりたいと考えますので、よろしくご理解のほどをお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（市原重光君） 荻野新衛議員。

○11番（荻野新衛君） それでは再質問のほうさせていただきます。まず最初の人口の減少

問題ですけども、これは町長とも随分丁丁発止やってきたと思うんです、リバーサイドのころから。町長は急激な人口減はってこと言ってたけども、日本中が緩やかな減少になってきてると。それだから私は少なくとも強い町をつくってあげたいんだらうと。一番の問題は、それは町長は町長の考えでしようがないですけども、自然増じゃなくて社会増をもくろむと。社会増要するに定住ですね。だけど一番心配するのはそれは一時50人、60人がふえますよと、減った分大体補充しますよということなんだけども、その後の問題なんですね。住宅地つくってどんどんやって200何十人ふえました。それはいいんですけども、その後若い世代が子供たちがここに残れるのかと。私の分析では高校を出て今大学が義務教育ですからね、専門学校、大学へ行ったら大体戻ってこないだらうというのが僕の感じなんですよ。だから一時は喉は湿せても、将来のこと考えるとお年寄りをふやすだけじゃないのかなと。それでなくてもピラミッド型からつり鐘型になってきます。これがね、人口の分布図は。そういう中で無理に将来お年寄りをふやさなくてもいいんじゃないのかなと。やっぱりそれよりも丈夫なお年寄り、それからお嫁さんお婿さん、やっぱりそういうものを考えてこの中でよそから女の人、町内でもいい女性またお婿さん、それでやっぱり子供産み育ててふやしていく。人口は例えば今7,300、400だと思います。5,000弱。ですから私はリバーサイドの時も言ったけども、500でも1,000でも2,000でも3,000でも小さい自治体は一杯あると。だから7,500から緩やかに下がっていても、私は5,000台、6,000で私は睦沢は治まるんじゃないかと。また治まる方法。でやっぱりコンパクトシティーの問題もあります。多岐多方面に人が住むような時代じゃなくなってきました。そういう中でまちづくりを考えていくべきだらうと。睦沢ってところおもしろいんですよ。山の手3町、長柄、長南、睦沢大体似通ってるんですよ。ところが睦沢では前町長のときに結婚相談員がいいとかどうかじゃないけども、今、睦沢廃止しちゃったんだよね、あの時。だけど白子は社福がやってるのかな、白子、長柄、長南はそれでも活動はしてるんですね。それでちゃんと長南なんか何かのあれ見ると、成果が出てるんですよ。今の若い人たちはどうも面倒くさいことはしなくなっちゃってますからね。けどもやっぱりその国が栄え、地域が栄えていくにはやっぱり人口の増っていくのを維持、国は1億人を切らないという方針を出しましたけども、これはあつという間に1億人切っちゃいますよ。国家の力、地域の力が衰えるのはもう火を見るより明らか。その中で睦沢はどうすんだと。こういうことわざ町長知ってるでしょ。魚は与えるんじゃない、ものを与えるんじゃないんだと、魚のとり方を教えるんだと。魚を与えてたって未来永劫永久には魚は与えられないんです。そこで私は町はやっぱりリバーサイドができた、今度はパー

クサイドもやります。それはそれでいいでしょう。だけどももう一つその辺のところを政策の中に入れるべきじゃないのかなと。減った分を補充するんだ補充するんだじゃなくて、今言ったようにこの中で自然増をふやしていくと。でやっぱり丈夫なお年寄り、おじいちゃんおばあちゃんをつくっていくと。やっぱそれが必要じゃないのかなと思います。だからもう一つ政策が一つ欲しいと思います。安倍さんの3本の矢じゃないけども、住宅つくって不動産やってどんどん入れたって、これは将来に私は禍根を残します。そういうことです。それについての考え。水田農業についてですが、先般の全協で僕らも白子じゃない、長南町視察行くべ、何だかんだそうやってきて、長南の事情はよく知ってたんですけどね。全協のやつでこの要綱を我々に説明してくれて、いやあこれじゃだめだなと。将来的には私は園芸協会がきたときも言ったと思いますけども、町長同席してて知ってるかもしれないが、将来的には集落営農で地域地域でそれはいい理想の形だけども、そこ行くまでのもうワンクッションが必要なんです。やっぱり今日ここきて行政報告にも出てました。報告されました。これ見て陸沢学習機能があって、どこでどうなったから知らんけども、優秀な職員がいたんだなと。やっぱり私は最低限これぐらいのものはなければいかんだろうと。急激に行くと降りちゃうんだよ。よくホオズキの種を抜くやつよくここで言うんだけど、急にやるとパンクしちゃうんだよ。種を抜くにはもみもみもみもみして時間をかけて、かといって10年、20年じゃない。3年、5年でその時代はきますよ。ですからその過渡期の中にこれができたってことは、非常に評価しますし、この問題、田邊議員さんもやるみたいだし、大トリを務めますからこの辺はお任せします。ということでよかったなと、ぎりぎりです。そういうことでございます。

防災についてですが、防火水槽まず広域になってから小さいのはもう地元ですよとかなったけど、大きいのはまだあると思うし、3月の時、私は魚勝のところの確か防火水槽言ったと思うんですよ。防火水槽ね、水が入ってないよと。私それそう言って一般質問出したんだから、どっかの責任者がそこ水入れたかなと思って今朝雨の中、自転車で見に行きましたよ。やっぱり3分の1ぐらいしか、4分の1か3分の1ですね。入ってない。だから火災が起きたときにあの時どうだこうだ。広島の時だってそうでしょ、ファクシミリがきてて大雨の予想が气象台なんかからきてたと、それを忘れたとかなんとか。皆日本はそうなんです。終わってからああじゃねえ、こうじゃねえ、ああじゃねえ、こうじゃねえ。先を読む力がないんです。3月言っといたってあれがなってない。あの防火水槽は大きいほうだね、何トンか知らないけども。もったいないわけですよ。吸管入れたら水がないと。それともう一つ今日回

って気がついたことは、地元で管理になってるところもあるけども、金網が半分、3分の1ぐらいしかなかったりね、ほとんど子供さんが今遊ばないから落ちる心配はないけども、事故、事件があってからあの時あの時にもっと水槽を完備しとけばよかったと。そういうことなんです。ですからその辺のところきっちりとすべきです。

もう一つは非常備消防大変です、非常備消防。だけど何か基本がちょっとずれてる。本音言うと僕は広域議員の時随分言って随分長生郡中に睦沢の萩野がって広まったけどもね、やっぱりこれはなった以上は最低限の基本なことはやるべきだろうと、操法大会も大事かもしれないけどその前にやることは私は消防団員としてあるんじゃないかなという気がするんです。その辺のことについて安全面も含めて再度お願いしたいと。

それと7月31日でしたか、下之郷の火災の件、町長の言うとおりでと思います。人間ですから私はそれを責めるわけじゃない。人間ですから間違いとかなんとかあるんですよ。だからそれを糧として次にそういうことの起きないようにそれをしてもらいたい。よく冗談に当直で夜中にこう居眠りこいててよつつうなら寝たところうきててわかりますけどね。日中ですからね。そういうことのないように、そこが大事なんです。動物と違って人間も動物ですけど、人間ってのはそこなんです。一回失敗したらそれをまた過ち起こさないような対策をきちっと、それは申したんですか、そういうことは職員に対して。火災の時には深呼吸おいて一人が放送するんじゃなくて、一人が脇にいてチェックをするとかそういうことなんです。ですから人間ですから、でもそれがもし大きなことになったら、サイレンが鳴る鳴らないは大きな問題じゃないけども、一つの決めがあった以上は決めに守らなければいけません。そこなんです、私の細かいことで悪いけども。そういうことでございます。

防災協定。今町長からいろいろ伺ったんですが、私も私なりに調べて今手元に協定一覧表あるんです。随分網羅なくできてるんですけども、避難所とかなんとかってというのはそう難しい問題じゃないんです。一番の問題はそういう災害がきたときに、長期的になったときに乳幼児の問題です、高齢者の問題。やっぱり飲み水だとかミルクだとか医療関係とかそういうものなんです。やっところに見たらハヤシ、上之郷のマーケット。じゃなぜ僕はあそこにスーパーのケーヨーデーツーか、ヤックスかな、あの辺もお願いすべきだろうと、お願いして断られたのかどうなのか行ってないのか。

やっぱりそういうときには町がすぐそこと協定しといて、じゃあ、半分は悪いけど町残してくれ、半分は一般に販売してもいいよとあって、コンビニもありますけどもね。やっぱりそうなる3月11日の時はすごかったでしょ、放射能のあれで。みんななくなっちゃうわけ

よ。そういうときに弱い立場の人が一番困るんです、弱い立場の人。弱者をどう守るかという観点で、行政は私はやっていくべきだろうと。ですからこの中でハヤシは入ってますけども、やっぱりヤックス薬屋さんもあるし、デーツーもあるんだから、その辺は向こうからこっちからお願いに行つて断られたのか、行つてないのか。その辺お願いしたいと。

それと最後だね、教育のこの検討ですね。千葉県確か54市町ある中で4つのところ、下は南房総、当町、隣の長生村、それから上のほうの神崎、これが検討だと。私はこの報道を見て、なぜこういうのを検討して出てきちゃうのかと。やっぱりこれは教育委員会なり教職員がきちっとそれを把握して、どう対応するかが大事であつて、これを表に出すということは私はよくないことなんです。静岡の問題はちょっと置いとくけども、なぜ睦沢がここまで検討というのかね、これは教育長の判断なんか、後日6月で教育委員会でそうなつたつて言うけどもね、私はそういうところまで教育長なり教育委員会の事務局が権限をもっちゃつていいのか。検討しただけで、私は何考えているんだいと。検討もしちゃいけないんだよ、こういうことは私は。結論はもうわかつてるからいいんですけど、そういうところで教育つていうのは小さい児童学童を児童生徒を育てていくところなんだから、私は慎重にすべきだろうということで、あえてこの問題を提起したわけでございます。

以上です。

○議長（市原重光君） 市原町長。

○町長（市原 武君） それではご質問にお答えをしたいと思います。まず最初の人口減少対策の関係でございますが、それこそ私の答弁が社会増でほかから若い世代を入れるということだけに聞こえたとすれば、大変恐縮でございました。実はそういうことではなくて、議員もご承知だと思いますが、もともとは若い人たちに睦沢町の人口減少をどうやってしたら食い止められるのか、あるいは町の若い人が例えばニュータウンにしろ榎団地にしろ一般の農家の家庭にしろ、みんな外へ出て行ってしまうと。これをとめるにはどうしたらいいかということから議論を始めたのが大もとでございます。当然中で生まれた人は外へ出て行ってしまう。で年寄りはずだんだん亡くなっていくということだから、人口は減るだろうという想定のもとでございます。ということで人口減少とめるにはということで、まず中にいる人たちを外に出さない方法は何なのかということで始まったのが、実は今睦沢町にはほとんどアパートという貸し家がないですよね。若くて今の時代親と一緒に家に住むということ、あるいは同じ敷地内にすぐ家を建ててというなかなかそういう資金力がないんで、アパートがまず欲しいんじゃないかと。それには睦沢町ほとんどアパートがなくて、みんな茂原だとか千葉

だとか土気だとか出て行ってるのが実情ではないかというお話があったわけです。じゃそこから辺を何か解消すれば外に出て行くのを食いとめられうのかなということで、実はリバーサイドタウンの発想もそういうわけで、決してほかから入れるだけじゃないくて中から出て行くのも食いとめましようということも考えてのことだということで、ご理解をいただければなというふうに思います。それから議員おっしゃるようにそれだけでいいのかというと、決してそれだけじゃいけないと思うんですね。もう一つにはやはり要はソフト的な面で絶対何か必要だろうということをお話させていただきました。ということで昨年の中学生3年生を対象に私みずから今町長として何を睦沢町は目指しているのか、何をやってるのかということをお話を1時間中学校長に時間をいただきまして、卒業式の予行練習をする時間があるからそこでということで、3年生相手に睦沢は皆さんが住みよくするためにこういうことをやってるんだよというようなことを講義といいますか、させてもらいましたが、そのとき感じたのは子供たちが一生懸命聞いてくれたんです、目をきらきらしながら。睦沢町長変わったけど、何を目指してるのかな。その時最後にお願ひしたのは皆さんはこれからの学業どんどん頑張るって世界に打って出てください。これからはグローバル化の時代です。しかしながら睦沢町で残ってくれる方は一生懸命頑張るって睦沢町を盛り上げててください。世界に打って出る人はできれば定年してお金持ちになったらまた睦沢町に帰ってきてくださいと。それまで睦沢町で頑張れる子たちはぜひ睦沢町と一緒によくしましよと、住みよい町にしましよとのお話をさせていただきました。非常に子供たちはうなずいてる子もいるし、目を光らせながら見てくれてた子もいますので、私はこういう活動がこれからも必要かなと。これは実はある九州のほうの首長さんから実はそういう話を伺ってぜひ自分もやるべきだと、そういうことを、やはり子供のうちから教え込むというか、町はこういうことをこういう政治をやっているんだ、だから皆さんはこうしてくださいということをお話してもらって、情熱を伝えることは非常に必要であるという非常に熱心な首長さんがいました。それに私も感銘を受けて、そういうことを始めました。これは、できれば今後ともずっと続けてまいりたいなというふうに考えているところでございます。

そのようなことで、ちょっと話はずれますが、町の職員についても、最近、若い職員がみんな大卒で入ってきております。私が入ったころはほとんど高卒の人が中心でしたが、今ほとんど大卒なんです、我々特に特別職から見るとどうも若い職員はおとなし過ぎるなということで、実は私なり副町長が、直接若い人たちを集めて、いろんな話をさせていただきました。

そのようなことが、一つ一つの積み重ねが意識を変えていくのかなというふうに考えております。これが議員の言ってるもう一つの方法かどうかわかりませんが、私とすればそういう方法もっともっと広げていきながら、意識の改革をしながら睦沢町を愛してくれる、睦沢町ってこんないいとこなんだな、逆に外に出ていったとき気がつくのではないかなというふうに思っております。その一つのきっかけになればなということで考えております。そのようなことで子供たちへのアプローチを今後も続けていきたいなというふうに考えております。

あと1点、ご指摘のありました結婚相談事業でございますが、これにつきましては、今、睦沢町は全く公としてはやってないわけですが、ほかの町村は少しずつ、それぞれの町村でやっているんですが、なかなか単独町村だとその成果が見えにくいというふうなことから、今現在は一宮の方が中心となりまして、長生郡だけではなくて山武、いすみにまたがるような組織をつくって、この結婚相談業務をやったらどうかということで検討会が催されております。そのようなことで、その方から、睦沢町からも委員さんを2人ほど出していただけたらなということで個人的にお願いをして、今そういう活動をしているところでございます。

そのようなことで、なかなか、それぞれの町村でやってますとなかなか相手を探すのが大変だということで、広域的にやればもっともっと違うんじゃないかというふうなアプローチが今されておりますので、できれば行政としてできることをしていきながら、この対策にも取り組んでいながら、当然、今、国は子供をやっぱり産んでくれないことには人口の減少がとまらないということでもありますので、国の方針も当然見届けながら地域としての方向性も出しながら、タイアップをしてやっていきたいなというふうに考えております。

まだまだこれからになると思いますが、そういう動きもあるということでご承知おきを願えればというふうに思います。また、そういう動きがあるんだったら、こういう方法とったらいよいよというふうな案がございましたら、またぜひご指導いただければなというふうに思いますのでよろしくお願い申し上げます。

それから、水田農業につきましては、ご指摘といたしますか、評価大変ありがとうございました。そのためにも、私議員の全員協議会というものを大事にして、これからもやっていくということをおっしゃっていただいております。全員協議会の雰囲気を見ながらあるいはご意見をいただきながら、間違った方策をとらないように、逆に自分だけ先に行っちゃって、2歩も3歩も先に行って結果的についてこないよということではいけないなということを実感したわけでございます。

そのようなことで、時には町長一旦出したものをすぐに変えてしまうというふうなご批判もあるように感じますが、やはり皆さんの意見は意見として大事にしながら、私なりに考えながら、また庁内でも検討しながら、これからも進めてまいりたいというふうに考えますので、皆さんも全員協議会には必ず出していきたいというふうに思いますので、皆さんの忌憚のないご指摘をいただければ陸沢町の発展のためにつながっていくのかなというふうに思いますのでよろしくお願いを申し上げたいと思います。

それから、防災関係でございますが、議員、ご指摘のとおり、防火水槽の件については幾ら広域で管理しているということでありましてやはり最終的には町民のためであるという認識が少し足りなかったのかなという反省をしてるところでございます。

今現在、広域のほうにお願いしまして、あそこについては上に屋根がかかっていますから、雨水はきっと入らない形になっているのかなと思いますが、であれば特に水を使わなければ減ることはないのかなと、どっか漏水して、要は漏れてるところがあるのかなというふうに考えて、広域のほうに点検をお願いしているところでございます。

そのようなことで、即座に対応できればよかったわけでございますが、対応がおくれて大変恐縮でございますが、広域のほうにお願いをしているところでございますので、また今後ともよろしくご指導お願いしたいと思います。また、今回のご指摘につきましては、大変ありがとうございました。今後は、もっともっと適切にといたしますか、瞬時に対応してまいりたいと思いますので、またひとつよろしくお願いをしたいと思います。

それから、災害協定の関係でございますが、最終的には、人間でするので食料が非常に大事になるということで、まだまだこれについては少ないんじゃないかというご指摘でございました。実は、担当課のほうでも、食料等あるいは身近に使うような諸材料等を扱っているコンビニ、ほかのお店等にも同じような協力依頼をしたようでございますが、その時点では、一般客を優先にしたいんで行政と協定を結ぶと、というふうなお答えがあったようでございます。中には、東北のほうを見ますと優先的に一般市民にやってるというようなところもありましたけども、そのようなお話があったようで、また今後とも、時を見ながら、協定についてお願いをしていきたいなというふうに思います。

それこそ、議員、一覧表をお持ちだということですから、そういうことわかっているかと思いますが、この役場庁舎内にもあります飲料水との会社等についても複数契約をさせていただいております。また、うぐいす里、あるいは川島の久保のように、ちょっとこちら役場と離れてる間に大きな川があるというところについては、また違う観点から、その避難場所と

いうふうなこともさせてもらってございます。

また、その一覧表を見ていただきながら、まだまだご指摘するような、指摘を受けるようなことがあるかもしれません、その際はぜひ、また総務課のほうにお話をいただきまして、いざというときに役に立つような協定にしていきたいというふうに思いますので、今後ともよろしくご指導お願いしたいと思います。

私のほうからは以上でございます。

○議長（市原重光君） 高梨教育長。

○教育長（高梨正一君） 公表について慎重にすべきではないかと、すべきであろうというふうなご指摘ございました。この検討すべきであるというのは、昨年からも流れがございました。本町はですね、小学校に2校、中学校1校でございます、各得点を公表すれば当然今騒がれてますように学校の序列化や、また中学校は1校ですのでそのレベルがわかってしまうというような状況もございます。

そういった中で、本年も昨年に引き続き学力向上に取り組んでいこうと、また町の教育施策でもですね、学力向上を上げましてですね、町がサポートできる分についてはサポートしていこうよというような流れがございます。そういった中で、4月23日の新聞に検討しているというような内容で掲載されました。

これにつきましても、先ほど言いましたとおり、昨年の流れの中で、今年もやっていこうと、公表には、消極的な公表といいますか、郡内の動向やら、県の動向を注視しながら、その辺を検討していこうというふうなこともございましたが、本年度は議員各位のご理解を賜りまして、小学校4年生からアフタースクールを開校していこうというようなことであります。

この解析結果につきまして、昨年同様、今の予定では10月の中旬ごろに保護者を対象としましてミニ集会を開催しようかなと、そのミニ集会には、スマートフォンなどのスマートデバイスというんですかね、その辺やら、いじめやら、この学力向上について3点、4点ほどポイントを絞りまして公表していきたいなど。

同時に町でも、その学力状況調査の結果について分析をさせてもらってます。今その途中なんですけども、昨年、児童生徒が違いますから、その辺ございますので、公表につきましては、昨年同様な公表をしていきたいなとそんなふうに思っているところでございます。その前には当然、また全員協議会がございましたら、その場をおかりしましてその辺の結果について、また公表させていただきたいなとそんなふうに思っているところでございます。

以上です。

○議長（市原重光君） 荻野新衛議員。

○11番（荻野新衛君） 再質問、何点かお願いしたいと思います。

まず、人口の問題ですけれども、町長はまちづくり委員会のあれでこうだっていると思うんですけどね、ジャリバーサイドタウンに町内の人が、私もたしかこの前の聞いたところで、たしか1戸ぐらいしか入ってないんじゃないかなと思います。それが後はよそから来た人じゃないかなと思うんですけども、その数字に間違いがあるかないかどうか。

それから、貯水池の件、防火水槽だね、じゃあ、魚勝のところなら大きいのは、広域の管理だということですよね。ということは広域が怠慢だと、頭ちょっと使えばいいんですよ。町長が穴があいてるかもしれないと言うけど、水っていうのはね、自然蒸発するんですよ、穴があいてなくてもね、漏えいというのかな、自然に蒸発しちゃうんですよ、でね、ちょっと頭使えばいい広域に教えてやってください。屋根にね少し切れ目入れればいいんだよ。切れ目入れればともつけなくたって、1寸ぐらいの切れ目つけとけば降ったときにどンドンどンドン中入るんですよ。お金使うことばかりが行政じゃない。ここ使えばコストかけなくたって守ることはできるってこと。ということは広域が自分たちの管理するのを管理してなかったということだよ。そういうこと。

もう1つは、災害協定でドイツさんなり、ヤックスさんは、そういう形で個人を重視するんだということで、こっちからお願いしたけど一応は拒否したということでいいですね。確認だけです。

○議長（市原重光君） 市原町長。

○町長（市原 武君） 荻野議員の再質問についてお答えを申し上げます。

リバーサイドタウンでございますが、18戸中、2世帯が睦沢町の方の入居でございます。

それから、先ほど申し上げました災害協定の関係でございますが、コンビニについてはお願いをして、先ほど言ったとおりでございますが、ケーヨードイツと、もう1つのヤックスについては、そういう申し出は今のところまだ町からはですね担当課ではしてないようでございますので、改めてまたそういう形を協議を申し出て、協定を進めてまいりたいというふうに思いますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（市原重光君） ちょっと待ってください。何かありますか。いいですか。

何もないそうですから、これで荻野新衛議員の一般質問を終わります。

ここで1時30分まで暫時休憩といたします。

(午前 12時30分)

○議長（市原重光君） 休憩前に引き続きまして会議を開きます。

(午後 1時30分)

◇ 田 邊 明 佳 君

○議長（市原重光君） 一般質問を続けます。

次に、1番、田邊明佳議員の一般質問を行います。

田邊明佳議員。

○1番（田邊明佳君） それでは、通告順に従い質問させていただきます。

まず、1つ目、女性登用について。

政府は全ての女性が活躍できる社会をつくることを成長戦略の中核として位置づけ、2020年までにあらゆる分野で指導的地位の3割以上が女性になるように目指すとして、今年度中に自治体、企業に女性登用の行動計画策定を求める法案を国会に提出する方針を出しています。

人口が減っていく中で、女性の活躍する場をつくっていくことは、これからの日本におけるさまざまな問題に男女ともに取り組んでいく上で大切なことであり、率先し町が取り組んでいくことは開かれた先進的な町というイメージにもつながると思います。

国では、2020年までに3割以上を目指すとしていますが、本町では何年で3割以上達成の見込みでしょうか。

2つ目、農業について。

稲作や畑作農家も高齢化が進んでいます。また、26年産米の価格は大幅に下落し、比較的大きな稲作農家でも、この価格が来年も続くようなら農業はやっていけないとの声も出ています。農林水産省の24年産米のデータでは、全算入生産費は平均60キロ当たり1万6,000円ほどで、今年度の業者への売り渡し価格は、コシヒカリで現在9,000円前後、その他のお米で7,000円ぐらい、大幅な赤字となっています。

今までも労働費を削るなど、農家の経営努力により何とか続けてきた面も大いにあるかと思いますが、生産者の経営状況はより厳しさを増し、離農が加速される可能性もあります。大きい農家でも、急激な耕作地の増加には対応しきれません。また、条件のいい耕作地から借り入れることが予想されるため、条件の悪い土地は耕作者が見つからず、耕作放棄地にな

っていく可能性もあるかと思えます。

町は、集落営農を推進し、また中間管理事業の活用により農地集積、集約化を図るそうですが、その対策で万全なのでしょうか。また、農家の間では、米はつくるより買ったほうが安いとの声も聞こえており、農業に魅力を感じにくい厳しい状況になってきていますが、後期基本計画にある若者に魅力ある農業振興はどう進めていくのかお聞かせください。

3番目、橋について。

近年、想定外な災害が多く、いまだ完全に復旧しない榎戸橋も道路面が崩れるとは想定されていませんでした。大雨が降った場合、榎戸橋のように通れなくなる橋もほかに出てくることも考えられます。また、上之郷の川越橋など欄干がない鉄板を乗せたような簡単な形の橋もあり、通常でも通行する上で安全とは言いがたい橋もあります。以前も一般的に見て危険と思われるか所等への看板設置などはどうするのか質問しましたが、現状はどうなっているのでしょうか。ご答弁よろしく願いいたします。

○議長（市原重光君） 市原町長。

○町長（市原 武君） それでは田邊明佳議員の一般質問について、お答えをいたします。

これから、日本の経済成長におきまして、労働力の確保が大きな課題となっている中、女性の登用について注目されております。

国では、平成22年12月17日に閣議決定した第3次男女共同参画基本計画で2020年に指導的地位に女性が占める割合を30%程度とすることを目標に推進することとしており、また、この6月に閣議決定された成長戦略では、役員女性の比率や登用方針との積極的な情報開示を求められるなど、女性登用に対する動きが具体的に始まっております。

本町では平成25年第4回の議会定例会で、議員のご質問にお答えさせていただきましたように、職員数も少なく職員の経験、実績、適正等を考慮した上で優秀な職員を適材適所に男女を問わず登用し、職員が相互に協力して臨まなければ行政運営が立ち行きません。

何年で達成の見込みかのご質問ですが、国から詳細が示されておらず目標達成の見込みにつきましては見通しが立っておらないのが現状でございます。今後は、この目標を視野に入れた中で職員の教育を行い、少しでも目標に近づけていくよう努め住民サービスのさらなる向上を図ってまいりますので、ご理解とご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

次に、農業についてのご質問ですが、先ほど荻野議員への答弁と重なる部分があると思われませんがご理解をいただきたくお願いを申し上げます。

田邊議員のおっしゃるとおり、現在農業を取り巻く厳しい状況では、今後離農者の増加は

加速していくと私も考えております。国が進める農地中間管理事業は、日本再興戦略で示された10年後の我が国の農業を見据え、農用地利用の効率化と生産コストの削減により、競争力を強化するために本県では千葉県園芸協会を管理機構に指定し、本格実施するものであります。

この事業を推進するためには、離農した農家・農地の受け皿としての機能を効率的、効果的に発揮するための集落営農組織の確立は急務であり、本町においても国同様に農地の集積化、集約化は不可欠だと考えております。

ただ、その政策だけで万全かというところではなく、睦沢町ならではの特色があり、市場で受け入れられる農作物の開発、有利で安定した販売が可能な流通ルートの確保、農地中間管理事業を有効に活用するための「人・農地プラン」の作成など課題は山積みをしているところがございます。

したがって、これからは生産のみにかかわらず、加工、今も話しました流通、また6次化が非常に重要な課題になってくるかというふうに考えるところがございます。

集落営農の推進につきましては、睦沢町の農業競争力のある、そして強い農業とするための第一歩であり、ぜひとも強力で推進してまいりたいという覚悟でございますので、今後ともご指導、ご協力を切にお願いをさせていただきます。

また、若者にとって魅力ある農業とは、農業で生計を立てられることが第一であり、稼げる農業の確立ではないかと思っております。それには新規就農者の定着や経営改善に取り組む農業者への支援、そして農業を企業的経営体にすることが重要であると考えます。その実現のためには、地域リーダーの育成やJA、農業事務所など関係機関との連携をさらに推進してまいりたいと存じますので、今後ともご理解賜りますようお願いを申し上げます。

次に、橋梁について、以前質問をした年数のたった橋や危険と思われるか所の対応はどうなったかの質問にお答えいたします。

平成24年12月議会定例会でのご質問にお答えいたしました。交通不能区間とは幅員、曲線、半径、勾配、その他、道路状況により最大積載量4トンの貨物自動車が行き通れない区間と、道路法施行令で規定されており、通常の歩行や普通乗用車などの通行に支障があるということではございませんので、町民の方々に対しましては誤解を招かぬようホームページに掲載しております橋梁調書に説明を加え周知を図っております。

また、平成22年度に実施した点検調査結果では、早急にかけかえの必要な橋梁はなく、修繕等による維持管理が必要との結果が出ております。重量制限の実施についても必要か所は

ありませんでしたので、橋梁の幅員の範囲内での自動車、歩行者との通行については何ら支障なく可能ですので、ご理解をいただきたいと思います。

しかしながら、先ほど議員からご指摘のあった特別なといいますか、通常あんまり車の通行に使わないような橋梁もございます。その点については、議員からも既に何回かご指摘をいただいておりますように、今後は注意看板なりを設置して対応を図ってまいりたいと思いますので、よろしくお願いを申し上げます。

今後は、5年ごとに実施することになります橋梁点検の結果により、次回は平成27年度に実施予定の点検で支障がある場合は計画の見直しを行い、修繕工事を実施していく予定です。また、道路路線認定調書、橋梁調書、トンネル調書につきましては、電子化を行い、町のホームページ上で掲示してございます。今後も定期パトロールを実施し、適切に道路の維持管理に努めてまいりますのでご理解を賜りたいと思います。

以上です。

○議長（市原重光君） 田邊議員。

○1番（田邊明佳君） 女性登用ですが、女性職員の中には若い方ですけどもチャンスがあれば管理職につきたいという方もいます、そういった声はきちんと拾い上げているのでしょうか。数が少ないとか、優秀な方がなかなかいないというお話もあつたんですけども、聞き間違いだったらごめんなさいですけど。でも、今まで昔ながらの旧態依然とした男子社会であつたから幹部候補生も育たないのではないかと私は思うのですけども、育てようとしなければ育つはずもないし、人材がないのではなく、育成を怠ってきたのではないかと私は思うんですが。

それであと幹部育成研修は、現在行っているのでしょうか。地方自治体の幹部を養成する総務省自治大学校では、女性幹部候補をふやすために研修をふやしましたが、活用する考えはあるのでしょうか。

あと2つ目の農業について、これから農地を借りてほしい人がふえても、借りたい人がふえないで農地が宙に浮いていくんじゃないかと私は思うんですね。集落営農を進めていくにしても大規模、30町歩以上目指していくような話でしたけども、それだけになっていくと、何千万の投資が必要ですし、それでやっぱり集落営農だと、個人営業と違って労務費を払わないってわけにはいかないし、結局、赤字でずっといくんじゃないかなという懸念があるんですけども、そうになっていくと今の現状の米価格では、到底借金しても返し切れない、誰が持ち出すんだって話になっていくと思いますし、集落営農を進めるにしても、10組織を目指

すとしていましたが、いろんな思惑がある人間相手にパズルを組み立てるようにうまくいくのかなって気もしますし、一番大きいのはやっぱりお金の問題だとは思いますが、生業として農業をしていくなら安定して収入を得ることがほんと大事なんですけど、米は主食ですが年々消費は減って行って、大きな値上がりは期待できないと思います。正直、大規模農家であるうちでもかなりきついです。

それで、支援、幾ら支援して、もらえるとんでも特に若い人ほど、生活していかなきゃいけないんですから、ほかに収入がなければそれで生活していかなきゃいけないんですけれども、支援されてもボランティアではないんだから採算がとれなければ魅力は感じないと思います。

睦沢米のブランド化とか、6次産業は、安定した農業経営にとって欠かせないとは私も思います。でもなかなか何か進んでないのが現状かなと思っているんですけども、どういった今現在、動きをしているのか教えていただきたいんですけども、米を売るにしても今現在、道の駅では品質を高く保つために堆肥を入れ、保冷庫にずっと保管して、そういった米しか厳選して売っていないんですけども、保冷庫を置くスペースや投資金額を考えるととてもじゃないけど、道の駅が新しくなればばんばんお客が来てもやめていった人の分まで、保冷庫を置くスペースや投資金額を考えると、そんなカバーできるとは思えないんですね。

新たな道の駅では、野菜は、かねがね私不足するんじゃないかと申し上げておりますけども、お米も不足する事態も起こり得ると思います。それで、ブランド化は6次産業を進めると言ってますけども、この間、振興課がエコ米、認証のポスターをお持ちしましたけども、それはどうなっているんでしょうかね。

あと、ブランド化、実際やる気があるのかなのか、この間のふるさと納税でたくさんの発注を、つどいの郷いただきましたけども、それはありがたく思うんですけども、ただ、そこに宣伝としてパンフレットやら何やら入れてくださいって言えばいいのに、ただ、お米を入れて発送してくださいと、それで宣伝になるんですかね。何かやる気が本当にブランド化とか、そういうのあるんですかねと私は思うので、ちょっとお聞かせ願いたいです。

あと、橋について。対応についてはよろしいんですけども、ホームページに橋梁調書等が載っていたんですけども、その載せてる根拠というか、教えていただきたいんですけども、それはこの間、発見したんですけども、例規集で道路台帳の関係資料の管理規則で第4条、台帳利用または閲覧するものは担当職員の許可を得て指示に従うことで、台帳は原則として部外持ち出しを禁止する。閲覧者の複製は原則として鉛筆等を使用して行う。光熱のかかる

複写は係員の指示に従うと。あったので、これは載せていいものなのかちょっとお聞かせ願いたいんですけども。

ホームページは部外ではないかと私思いますし、公文書でもない、宣伝媒体だと思っ
ているんですけども。そこら辺をちょっとお聞かせ願いたいです。よろしくお願ひします。

○議長（市原重光君） 市原町長。

○町長（市原 武君） それでは、お答え申し上げます。

最初の女性の登用でございますけども、議員おっしゃるように女性職員でも、チャンスがあればぜひチャレンジしたいと、非常にありがたい言葉というふうに思っております。また、私どもも、職員には公平に対応したいというふうに考えております。

それから、またもう一つ言わせていただければ議員がおっしゃるように、今までは女性はそんなに幹部登用じゃなくて、もう50歳過ぎて子育てが終われば退職金をもらって早くうちで楽するんだという感覚が強過ぎたんじゃないかという反省を思っております。これからは、政府が言うように女性も非常に貴重な戦力ということになれば当然、従来の男性と同じような対応でやっていただきながら、定年退職も60から65へとだんだん変わっていくんじゃないかと思われまふ。

そういった中で、研修制度をきちんと活用して幹部生になるための副課長登用前、あるいは課長登用前というような研修制度もきちんとありますので、これについてはなるべく睦沢町においては本人の希望を取り入れながら、もうそろそろあなたこの研修受けたほうがいいんじゃないですかということとは当然打診しますが、本人の意向も十分に取り入れるように今現在ではしております。

そのようなことで、研修制度を十分に活用しながら、意欲のある職員をやはりみずから、先ほども申し上げましたように職員に意欲を持ってもらいたいということで、特別職もいろんな形で直接、人をお願いするだけじゃなくて自分たちも研修を企てていくということを考えております。

また、今回は特に、代表監査委員さんをお願いいたしまして、役場の中堅職員に意欲を持ってもらうような形で違う目から見た方策で、いろいろまた研修をしていただきたいということで早速秋にも実施する予定でございます。そういった中で女性登用に向けても、そういう中に織り込んでいただきまして、女性が私たちもその気になれば幾らでも町は受けてくれるんだということを実現、感じ、実感できるような研修を続けていきたいというふうに思ひますんで、またよろしくご支援をお願いをしたいと思ひます。

次に、農業についてでございますけども、議員からありましたように、やはり生業として農業をやっていくにはやはり米のブランド化、あるいは6次産業化、米だけではなくて野菜、もうかる野菜の作付、またその流通改革のために、道の駅のさらなる拡大というようなことを、今私のほうは目指そうということで実施しております。

このふるさと納税でございますけども、議員はお米だけ送ってるのかというお話でございましたが、担当者として臨時職員をフルに使いまして、町のパンフレットなり、いろんなものを送りながら納付書を送った際に一緒に送って、お米はお米だけで送っておりますが、その前に納付書を送る段階でいろんな資料を一緒になって送っております。なるべく道の駅だとか、ほかの農業者に負担のかからないようにそこら辺は町で単独で納付書を送る際に一緒に同封をしておりますので、ご心配をおかけしたようですが、またよろしくご協力をお願いしたいと思います。

今回、ちょっと私が残念だったなと思ったのは、総務課長には、ふるさと納税、いつまで町長やるんですかと、米だって生産する時期があるんですよと、だってみんな日本の人は、1年間食べても余るぐらいの米があるんだから、1年間通してやってくれという願いをいたしました。しかしながら、内容を聞くところによりますと、やはりブランド化を推進するというふうなことから、千葉エコ米、要は差別化を図って特別にむつぎわ米はおいしんだよというものをこれに充てさせてもらっていると、そうするとどうしても現状、突然降ってわいたように、急に大きくなったもんですから、今年度はもう対応が難しいんじゃないかというお話を伺いました。

ある意味、これはやはりチャンスだなというふうに思います。来年の作付に当たっては、ぜひこの千葉エコ米を作付していただいて、当然これについては、系統出荷よりも値段はいいわけですので、流通革命になるというふうに考えます。また、これをすることによって、通常のものも、ふるさと納税だけではなくて、むつぎわ米を買ってみようという気になっていただければ、味については、川島営農組合でも、あの砂地のところでも睦沢町で一番味が劣るのではなかろうかという評判があるような地元ではそう思っていないと思いますけども、非常においしくなったというふうに消費者から言われてるそうです。やはり、5年、6年、7年と堆肥を入れることによってやはり味は変わってくるのかなという実感をしているところでございます。

そのようなことで、引き続きこれについては町としても強力に進めていきながらやっていきたいなというふうに考えております。

そのようなことで、流通を変えることによって米の価格が少しでも維持できるような方策がお手伝いできればなというふうに考えておりますので、よろしくお願いをしたいと思えます。

また、6次産業化でございますが、これについても、やはり町が直接農業をやるわけではなくて、農家の方、あるいはまた集落営農を担う方たちがやるわけでございますが、ぜひ側面から支援をしながら、そういう方向ができればなということと一緒にあって対応していきたいなというふうに考えますので、よろしくお願いをいたしたいと思えます。

また、橋についてでございますが、具体的な根拠はということでございますので、大変申しわけありませんが、担当主幹のほうからお答えをさせていただきたいと思えますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（市原重光君） 田邊担当主幹。

○地域振興課生活環境・地域整備担当主幹（田邊浩一君） では、命によりましてお答えいたします。

先ほど田邊議員さんのほうから道路台帳をホームページ上ということございましたけども、一応道路台帳といたしましては、各路線ごとの1枚1枚の調書にしまして、建設課のほうでロッカーに保管しております。今、ホームページ上で記載されているものにつきましては、調書類ということで、その道路台帳の中のを抜き出したものを一覧にして提示してございます。

また、それにつきましては前には議員各位にも全部お配りしたと思えますので、道路台帳自体は一応建設課のほうに保管してございますということでご理解をいただきたいと思えます。よろしくお願ひします。

すみません、地域振興課でございました。建設課ではございません、地域振興課でございました。ありがとうございました。

○議長（市原重光君） 田邊議員。

○1番（田邊明佳君） 橋ですけども、道路台帳の中の抜き取っててことは道路台帳の一部ですよ。載せるのは構わないんですけども、それなら関係する法令なり、何なり変えていけばいいんじゃないかなと思うんですけども。

あと、女性登用ですけども、意向確かめながらとか、言っていましたけども、普通の民間企業なら社長がやれと言えやるしかないものであって、そんなに気を使うことはないんじゃないかなと私は思えます。町長の意識改革こそが急務かなと私は思えます。

以上でございます。

○議長（市原重光君） 市原町長。

○町長（市原 武君） 大変厳しいご指摘をいただきましたが、まず私の意識から変えていきたいというふうに思いますので、よろしくご指導お願いします。

○議長（市原重光君） 田邊主幹。

○地域振興課生活環境・地域整備担当主幹（田邊浩一君） その辺、もう一度、道路台帳の要綱等精査させていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（市原重光君） これで、1番、田邊明佳議員の一般質問を終わります。

以上で一般質問を終わります。

◎議案第1号から議案第9号の上程、説明

○議長（市原重光君） 日程第5、議案第1号、睦沢町土地開発基金条例を廃止する条例の制定についてから、日程第13、議案第9号、平成26年度かずさ有機センター特別会計補正予算（第1号）までの9議案を一括議題といたします。

職員に議案の一部を朗読させます。

麻生書記。

（麻生書記朗読）

○議長（市原重光君） ご苦労さまでございました。

本案について、提案理由の説明を求めます。

市原町長。

○町長（市原 武君） 議案第1号、睦沢町土地開発基金条例を廃止する条例の制定について、提案理由のご説明を申し上げます。

本条例は、平成3年12月に施行され、公用もしくは公共用に供する土地または公共の利益のために取得する必要がある土地をあらかじめ取得することにより、事業の円滑な執行を図るため設置された条例でございます。

本基金は地価の急激な高騰時に迅速に公共用に供する土地を取得するため、当該基金を運用してまいりましたが、地価の継続的な下落傾向の中で用地の先行取得は行わなければならない緊急性が薄れてきたことから、本条例を廃止し、一般会計に繰り入れ、より有効な運用を図るものでございます。

本条例を廃止することにより、基金の元金総額7,737万3,196円に利子を加えた額を一般会

計に繰り入れ、若者定住施策への活用を図るとともに残金は財政調整積立基金へ積み立てを行います。

よろしくご審議の上、ご承認賜われますようお願いを申し上げます。

次に、議案第2号、睦沢町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、提案理由のご説明を申し上げます。

質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、保育の量の拡大・確保及び地域の子ども・子育て支援の充実を目的とした「子ども・子育て関連3法」が平成24年8月に成立しました。

子ども・子育て支援新制度は、消費税率の引き上げによる財源を活用して、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に進める仕組みを導入し、待機児童を解消するとともに、幼児教育・保育及び子育て支援の質・量を充実させようとするものです。

本条例案は、家庭的保育事業など4類型（家庭的保育、小規模保育、事業所内保育、居宅訪問型保育）について、新制度における新たな施設類型として、市町村が認可することとなることから、認可基準である設備及び運営の基準について、児童福祉法第34条の16の規定に基づき、国が示した「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」（平成26年厚生労働省令第61号）を踏まえ、条例で定めるものです。

なお、詳細につきましては、担当課長に説明をさせます。

よろしくご審議の上、承認を賜りますようお願いを申し上げます。

次に、議案第3号、睦沢町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について、提案理由のご説明を申し上げます。

平成24年8月に成立した「子ども・子育て関連3法」に伴う、子ども・子育て支援新制度では、市町村の確認を受けた特定教育・保育施設（保育所、認定こども園、新制度に移行する幼稚園）や特定地域型保育事業（家庭的保育、小規模保育、事業所内保育、居宅訪問型保育）において、子どもが教育・保育を受けた場合、保護者が特定教育・保育施設に支払うべき額を限度として、施設型給付費や地域型保育給付費として施設が受け取ることができます。

これに伴い、幼児期における教育・保育施設や事業の利用定員や運営に関する基準について市町村の条例で定めることになりました。

本条例案は、子ども・子育て支援法第34条及び第46条の規定に基づき、国が示した「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準」（平成26年内閣府令第39号）を踏まえ、条例で定めるものです。

なお、詳細につきましては、担当課長に説明をさせます。

よろしくご審議の上、ご承認を賜りますようお願いを申し上げます。

次に、議案第4号、睦沢町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、提案理由のご説明を申し上げます。

平成24年8月に成立した子ども・子育て関連3法に伴う、子ども・子育て支援新制度では、放課後児童健全育成事業は子ども・子育て支援事業として子ども・子育て支援法（第59条）に位置づけた上で、市町村長に届け出て事業を行うことができるとしています。

これに伴い、放課後児童健全育成事業の設備や職員など運営に関する基準について市町村の条例で定めることになりました。

本条例案は、児童福祉法第34条の8の2の規定に基づき、国が示した「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」（平成26年厚生労働省令第63号）を踏まえ、条例で定めるものです。

なお、詳細につきましては、担当課長に説明をさせます。

よろしくご審議の上、ご承認を賜りますようお願いを申し上げます。

次に、議案第5号、睦沢町立睦沢こども園条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由のご説明を申し上げます。

本改正の主なものは「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律」が平成25年12月13日に公布され、平成26年10月1日から施行されることに伴い、睦沢こども園条例の別表第1中の保育料の定義に支援給付受給世帯について定めておりますことから、今回の法律改正に合わせて条例を整備するものです。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

議案第6号、平成26年度睦沢町一般会計補正予算（第2号）の提案理由のご説明を申し上げます。

本補正予算は、1億7,214万6,000円を追加し、補正後の予算額を歳入歳出それぞれ33億9,241万9,000円といたしました。

主な内容について、ご説明いたします。

2款1項1目一般管理費については、町内の安全・安心のため、県の市町村防犯設備設置事業補助金を活用し、町内25か所に防犯カメラを追加設置することで、犯罪の抑止を図るものです。

2目文書広報費については、行政不服審査法関連3法が平成26年6月13日に公布されたこ

とに伴い関係する例規整備等の支援を委託するものです。

3目財政管理費については、ふるさと納税のお礼品見直しに伴う経費を追加いたしました。これまで、寄附金額3万円以上の方へ3,000円相当、10万円以上の方へ1万円相当の花弁など町の産品をお送りしていましたが、睦沢のエコ米をPRするとともに寄附金収入の拡大を図るため6月からお礼品の送付対象金額を1万円以上とし、お礼品にむつぎわ米自米15キロを加え、ホームページや雑誌等により周知を図りました。その結果、8月末現在1,951件のお申し込みをいただいております。

本補正予算においては、ふるさと納税による寄附金額からお礼品に係る必要経費を差し引いた額725万9,000円をふるさと創生基金に積み立ていたします。

5目財産管理費については、町管理貸付地の建物所有者死亡に伴う建物明け渡し案件の手続等について、専門的な知識と対応を要することから解決に向け顧問弁護士に委託をするものであります。

このほか、庁内等で行う主要な会議に際し、音声認識によりリアルタイムで発言内容を表示し、会議録作成を容易に行えるシステムの導入をいたします。これにより、会議における発言内容の把握、正確な議事録の作成及び議事録作成業務の負担を軽減することが可能となります。

6目企画費については、先の議会全員協議会でご説明いたしました（仮称）むつぎわスマートウェルネスタウンの推進に当たり、国の先導的官民連携支援事業補助金の活用により検討を行おうとするものです。

2款2項1目税務総務費については、社会保障・税番号制度の導入に係るもので、電算システム改修及び関係例規整備等に要する経費であり、国の社会保障・税番号制度システム整備費補助金により実施するものです。

3款1項1目社会福祉総務費については、福祉タクシーに係る経費で、本年1月から利用券の限度額引き上げや利用対象者の拡大などの見直しを行ったことに伴い、利用人数、利用回数ともに増加しており、今後の利用状況を見込み追加いたしました。なお、財源として、福祉振興基金を100万円繰り入れ充当いたしました。今後も公共交通機関の利便性の向上に努めてまいります。

4款1項3目環境衛生費については、有害鳥獣対策として、国の鳥獣被害防止総合交付金を活用し、上之郷及び佐貫地区に合わせて4,440メートルの金網柵を設置するための費用を追加いたしました。

5款1項1目農業委員会費については、農地中間管理事業の推進に関する法律等の改正に伴い、県の農地集積・集約化対策事業費補助金により農家台帳システムの改修を行うものです。

3目農業振興費については、水田自給力向上対策事業において、飼料用米の作付面積の増加により、県水田自給力向上対策事業補助金を追加いたしました。

7款2項1目道路維持費については、町道山田谷芝原線の舗装補修工事において、国への要望額に対して配分が調整され、対象事業費が減額となったため、車道部分の工事延長を縮小するものであります。これにより、国の社会資本整備総合交付金及び借入れを予定していた土木施設整備事業債を減額いたしました。

7款5項2目住宅助成費については若者定住促進事業として発足した住宅取得奨励金、土地取得補助金、また、住宅リフォーム補助金が、当初の見込みを上回る申請となったことから、各種補助金等を増額し、その財源として、国の社会資本整備総合交付金を追加いたしました。

3目住宅建設費については、若者定住型住宅分譲地建設事業（仮称）パークサイドタウンに係るもので、上之郷地先に区画数12区画を予定して分譲地の整備を行うものであります。

8款1項5目災害対策費については、災害時の特設公衆電話設置のための配管工事を広域避難所のうち未整備であった土睦小、瑞沢小、総合運動公園、改善センターにおいて、実施します。このほか、川島久保地区に隣接する長生村の社会福祉法人徳生会まきの木苑と災害時の一時避難場所として、施設利用の協定を締結することから、備蓄食糧品を購入いたします。

9款1項2目事務局費については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律改正に伴い例規等の整備を行うものです。このほか、扶助費として、要保護及び準要保護児童生徒援助費の支給について、追加いたしました。

9款2項1目学校管理費については、土睦小学校、睦沢中学校の共同調理場として、土睦小学校給食棟の改修及び睦沢中学校ランチルームへ配膳室の新設のため、監理委託料及び工事請負費を計上いたしました。このほか、瑞沢小学校舎の南側外壁タイルについて、打診調査の結果、落下の危険性があるため、張りかえ工事を実施いたします。

9款4項1目こども園管理費については、子ども子育て関連3法の法律改正に伴い例規等の整備を行うものです。

10款2項1目道路災害復旧費については、町道1550号線長楽寺災害復旧工事において、東

京電力の電線が支障となったため、仮移設経費を計上いたしました。

以上、主なものを申し上げますが、歳入において14款2項6目総務費国庫補助金で新たに「がんばる地域交付金」を計上いたしました。これは、国が平成25年度補正予算において地域活性化・効果実感臨時交付金として創設したもので、財政力の弱い団体を重点として平成26年度の地方単独事業に充当できる財源であり、本町においては2,879万4,000円の交付となりました。このうち879万4,000円を7款3項2目排水整備費の鳴戸川排水整備工事の財源に充当し、残り2,000万円を9款2項1目学校管理費の給食施設改修に伴う監理委託料及び工事請負費に充当しました。

このほか、18款1項1目繰入金のうち土地開発基金繰入金については、当該基金の廃止に伴い7,737万4,000円全額繰り入れするものです。

なお、この繰入額は一般財源化いたしますが、うち6,048万8,000円は7款5項3目住宅建設費の（仮称）パークサイドタウン経費として、残り1,688万6,000円については、財政調整積立基金に積み立てをするものであります。

国民健康保険特別会計繰入金及び介護保険特別会計繰入金は、平成25年度特別会計への繰出金の各事業精算に伴う繰入金であります。

歳出について、2款1項1目一般管理費、9款2項1目学校管理費、同款4項1目こども園管理費、同款5項1目社会教育総務費で加減いたしました共済費及び賃金については、人事異動に伴う4月以降の臨時職員分であります。

このほか、各款にわたり19節負担金、補助及び交付金において長生郡市広域市町村圏組合の負担金の加減を計上し、総額で1,090万7,000円の減となっております。これにつきましては、国の退職手当支給水準引き下げを受け、平成25年度から総合事務組合市町村負担金条例等が改正となったもので、長生郡市広域市町村圏組合の累計収支が黒字であるため、今後5年間黒字分が減額となり、平成26年度分について減額をするものであります。

ただし、8款1項2目非常備消防費においては、うぐいす里の貯水槽施設整備に伴い、270万4,000円となりました。

以上、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

議案第7号、平成26年度睦沢町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について提案理由のご説明を申し上げます。

本補正予算は365万1,000円を追加し、補正後の予算額を歳入歳出それぞれ10億3,894万9,000円といたしました。

主な内容について、ご説明いたします。

歳出について、10款諸支出金で、平成25年度高齢者医療制度円滑運営事業費補助金の精算に伴う償還金と平成25年度職員給与費等繰入金及び出産育児一時金繰入金の精算による一般会計への繰出金、あわせて365万1,000円を追加いたしました。

この歳入財源については、10款繰越金を充当いたしました。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

議案第8号、平成26年度睦沢町介護保険特別会計補正予算（第1号）について提案理由のご説明を申し上げます。

本補正予算は、2,124万6,000円を追加し、補正後の予算額を歳入歳出それぞれ7億2,087万1,000円といたしました。

主な内容について、ご説明いたします。

歳出について、4款基金積立金は、前年度の精算に伴い759万9,000円を追加いたしました。

6款1項償還金及び還付加算金は、前年度の精算に伴い国・県、社会保険診療支払基金への返還金としてあわせて1,121万3,000円を追加いたしました。

3項繰出金は、前年度の精算に伴い一般会計への繰出金250万3,000円を追加いたしました。

この歳入財源につきましては、10款繰越金2,131万5,000円を充当いたしました。

よろしくご審議の上、ご了承賜りますようお願いを申し上げます。

議案第9号、平成26年度かずさ有機センター特別会計補正予算（第1号）について提案理由のご説明を申し上げます。

本補正予算は1,742万3,000円を追加し、補正後の予算額を歳入歳出それぞれ3,660万6,000円といたしました。

まず、歳入についてご説明いたします。

5款1項繰入金は、先送りしておりました修繕等に充てるため、基金からの繰入金として1,451万円を、9款1項県補助金では堆肥散布用の機器マニアスプレッダーが、現在1台故障しており使用できないため、新たに1台を購入する経費に係る県からの補助金分291万3,000円を追加いたしました。

次に、歳出についてご説明いたします。

1款1項総務管理費は、堆肥袋や特殊車両の消耗品に160万1,000円を、2款1項事業費はかく拌機のロータリー部分の修繕等、もみ殻置き場等の改修工事、マニアスプレッダー購入に係る費用あわせて1,582万2,000円を追加するものであります。

なお、今回基金からの取り崩し後の残高は1,088万8,681円となります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

以上です。

○議長（市原重光君） ご苦労さまでした。

米倉健康福祉課長。

○健康福祉課長（米倉行雄君） 命により、議案第2号、睦沢町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、補足説明させていただきます。

この条例制定の意図するものは、子育て世代の両親や子供を支援する施策の一環のうち、保育者などが不足して待機児童が多数発生していることを受けまして、国は保育施設等に一定の基準を定め、その基準をクリアすれば国の財政的支援を受けられることとするものです。

これにより、官民格差を是正することができ、民間施設の有効活用により、待機児童の解消を図ろうとするものであります。

なお、本町におきましては、待機児童はおりませんので現状報告をさせていただきます。

認定こども園や幼稚園、そして保育所の設備や運営に関することは千葉県の認可となります。したがって、この議案第2号では触れてございません。

これからご説明いたします家庭的保育などの4事業は、町が基準を定め、町が認可することとなります。そして、ここで言います保育でございますが、生後から小学校就学前の子供を児童福祉法に基づき施設などで預かって見守り育てていくことであります。

次に、本条例制定に当たり、国から標準的な基準が示されました。

別途議案審議資料をごらんいただきたいと存じます。

こちらの資料の5ページ以降に、その基準が一覧表となっております。この基準に対して睦沢町は、どうなのかと言いますと、結論から先に言いますと、右の列でございます。睦沢基準の表の中でございますが、全て基準どおりといたしました。

前置きが長くなりましたが、主な条文の説明を申し上げます。

第1条から第21条までは、総則で、児童福祉法の規定に基づき基準を定めています。この条例のタイトルにあります、家庭的保育事業等は、活字を見ただけではわかりにくいのですが、審議資料の3ページをごらんいただきたいと思いますが、表の四角の枠の中、破線の枠もございまして、大きく4つの事業に分かれており、この後、第2章から第4章にかけてのおのおの説明申し上げます。

第2条では、用語の定義を定めてございます。第5条では、保育事業を運営していく上で

の一般的原則が定められています。第8条では、職員の一般的要件、第15条、第16条では、食事や料理に関することが定められています。

次に、第2章は、4つに大別されるうちの1つ、家庭的保育についてであります。先ほどの審議指導の3ページでございます。こちらをごらんください。

認可定員は1人から5人の規模のものであります。第22条では、設備の基準です。乳幼児1人当たり、3.3平方メートル以上の部屋を確保をするようになっております。第23条は職員に関する事項が定められています。

次に、第3章は、2つ目の小規模保育です。

認可定員は、6から19人の規模です。そして、さらにこの中をA型、B型、C型の4つの区分に分かれております。このうちB型については、第28条に設備の基準として部屋の大きさなどが定められております。第29条には、職員の資格や保育児童に対する職員数などが定められています。

次に、B型について、第31条に職員の資格などが定められています。

最後のC型については、第33条に設備の基準として部屋の大きさなどが定められています。第35条に利用定員が6から10人以下と定められており、このC型は比較的小さな施設がこれに当たるものです。

続きまして、第4章、こちらは居宅訪問型保育事業です。傷害や疾病などにより、集団保育が困難であると認められる乳幼児の保育であります。第39条には、研修を受けた家庭的保育者が1対1で乳幼児を見ることとなっております。

続きまして、第5章、事業所内保育事業です。これは、会社に勤務する労働者の子供を自身の会社が経営する施設で保育するものです。今は稼働していませんが、町内のゴルフ場が託児所を運営していたことがありました。このような施設をイメージしていただければわかりやすいかと思えます。

第42条に、乳幼児の利用定員設定に対し、その他の乳幼児も受け入れることとしています。この意図するところでございますが、自社に勤務する方の子供だけを保育するのではなく、施設の近隣に住んでいる子供もあわせて受け入れてくださいとのこととなります。要は条件つきというふうなわけでございます。

第43条、44条に利用定員20人以上の、こちらは保育所型事業所内保育事業所の設備の基準や職員数などが定められ、第47条には、利用定員19人以下の小規模型の事業所内保育事業の職員数などが定められています。

最後に、附則ですが、施行期日は子ども・子育て支援法などが関連法律があわせて55にも及ぶことから、これらの法律の施行日に連動することといたしました。

以上で、議案第2号の条文の説明を終わります。

続きまして、議案第3号、睦沢町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について、補足説明をさせていただきます。

言葉がわかりにくいので、最初に用語の説明をさせていただきます。

まず、タイトルの特定教育・保育施設とは、認定こども園や幼稚園での教育と保育所での保育を指しまして、千葉県の認可を受けた施設、これを指します。

次に、特定地域型保育事業とは、先ほどご説明させていただきました議案第2号にありました家庭的保育事業など、4つの事業でありまして、町の基準をクリアして認可されたもの、これを指します。

先ほど、説明いたしました議案第2号と中身が一部重複するような部分もありますが、議案第2号は町の認可を受けるため、建物の設備に関する基準が主なものとなっており、この議案第3号では、主に運営の仕方が定められています。

そして、この基準によりまして、町が立入検査や勧告などの指導をしていくこととなります。

前段が長くなりましたが、条文の説明をいたします。

第1条から第3条までは、総則でこの条例は、子ども・子育て支援法の規定に基づき定められております。

第2条は定義といたしまして、用語の説明となっています。第3条は、社会的、道徳的な一般原則です。

第2章と第3章は、施設の運営形態により、2つに対立されます。第2章は、県の認可を受けた認定こども園、幼稚園、保育所に関するものです。一方、第3章は、家庭的保育など町が認可した規模の小さな保育施設に関するものとなっています。

話を戻しますが、第2章の第4条から7条までは利用定員や利用の手続などが定められ、第3章と同様な組み立てとなっております。

第8条と第9条は、第2章のみに定められていますが、資格認定証の確認作業等でございます。第10条は、心身の状況の把握について、そして第11条は小学校やこども園との連携を密にすること。第13条は、今後、国から示されます利用者負担額に対する町の取り扱いとなっております。

そして、今説明しましたこの第10条、11条、13条は、第3章と同様な組み立てとなっております。

第15条から第19条は、運営上の一般的事務の扱いです。第20条は、運営規定として運営方針や保育の内容、職員の職種や人数を定めることとなっております。

第21条から第31条までは、職員の勤務体制、利用定員の遵守や秘密の保持など、一般的な常識な事項となっております。

第32条は、危機管理の問題といたしまして、事故防止のための指針の整備やその対応が定められています。

次の第3節では、特例施設型給付費とありますが、この言葉の解釈といたしましては、やむを得ない理由などにより、幼稚園で保育をし、あるいは逆に保育所で幼稚園児を教育する場合などを指します。そこで、第35条、36条は、やむを得ない場合を想定して、幼稚園や保育所における施設の設置基準や定員を定めてあります。

続きまして、第3章は、第37条からとなりますが、先ほどご説明いたしました第2章とほぼ同じ構成となっております。第2章は認定こども園などに関するものでありましたが、この第3章は、3歳未満の子供を家庭的施設などで預かる、先ほど説明しました議案第2号で説明しました4つの事業が対象となっております。

なお、特例といたしまして、第51条と52条では、家庭的保育事業者がやむを得ず幼稚園児や3歳以上の児童を保育する場合の基準を定めてあります。

条文の組み立て構成は、第2章とほぼ同様となっておりますので、説明は割愛させていただきます。

最後に、附則ですが、子ども・子育て支援法の施行の日から施行します。

詳しく申しますと、消費税法の一部を改正するなどの法律の定めにより、施行の日の属する年の翌年の4月1日まで間において、政令で定める日からとなります。

なお、この議案第3号、この条例でございますけれども、先ほどの議案第2号と同様に全て国が示した基準どおりとなっております。

以上で議案第3号の説明を終わります。

続きまして、議案第4号、睦沢町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、補足説明させていただきます。

本条例制定は、子ども・子育て関連3法に基づくもので、先ほどご説明させていただきました議案第2号、第3号は、ゼロ歳から小学校就学前の子供を対象としていますが、この

議案第4号は、小学校1年生から6年生までを対象とし、学校が終わった後の保護者が帰宅するまでの間の安全な健全育成を図ろうとするものです。

本件につきましても、町が設備などの基準を定め、その基準に沿った運営を行えば国の給付を受けられることとなり、民営の放課後児童クラブなどの運営促進と待機児童の解消を図ろうとするものであります。

なお、我が睦沢町では、上市場の福祉交流センターで実施しています放課後児童クラブ事業がこれに相当するものでございます。

条文の内容説明をいたします。

第1条は、条例制定の趣旨として、児童福祉法の規定に基づき基準を定めるものとしています。

第3条、第4条は、定められた最低基準があるからといってそれに甘んじてはならないとなっています。

第5条は、基本的な一般原則が定められています。

第7条、8条は、従事する職員の要件や資質向上について定められています。

第9条は、設備の基準として1人当たりの面積などが定められております。

第10条は、職員の人数や職員としての資格が定められています。

第13条は、設備に関し、衛生的でなければならないと定められています。

第14条は、第1条から13条までに關する重要事項に關する運営規定を独自に定めなさいとなっています。

第18条は、開所の時間と日数です。第1号では、開所時間が夏休みなどは8時間以上となっており、第2号では、授業のある日の午後、すなわち月曜から金曜日の放課後の時間、これを3時間以上と定めています。

第20条は、町や学校などと密接に連携することと定められています。

最後に、附則ですが、子ども・子育て支援法やその他関係法律の整備等に関する法律の施行の日から施行するとなつてございます。

最後になりましたが、この議案第4号も先ほど説明しました議案第2号、第3号と同様に全て国が示した基準どおりとなつております。

以上で、4議案の補足説明を終わりといたします。

○議長（市原重光君） ご苦労さまでした。

ここで、お諮りをいたします。

ただいま議題といたしました議案第1号、睦沢町土地開発基金条例を廃止する条例の制定についてから、議案第9号、平成26年度かずさ有機センター特別会計補正予算（第1号）までの9議案に関する審議は、議会運営委員会で決定のとおり、本日はこれにとどめ、質疑等は後日の日程としたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（市原重光君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第1号から議案第9号までの9議案に関する質疑等は後日の日程とすることに決定いたしました。

ここで3時まで暫時休憩といたします。

（午後 2時45分）

○議長（市原重光君） それでは、休憩前に引き続きまして会議を開きます。

（午後 3時00分）

◎認定第1号の上程、説明

○議長（市原重光君） 日程第14、認定第1号、平成25年度睦沢町各会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

職員に議案の一部を朗読させます。

麻生書記。

（麻生書記朗読）

○議長（市原重光君） ご苦労さまでした。

本案について、提案理由の説明を求めます。

市原町長。

○町長（市原 武君） 平成25年度睦沢町一般会計、国民健康保険特別会計、農業集落排水事業特別会計、介護保険特別会計、かずさ有機センター特別会計及び後期高齢者医療特別会計決算の提案理由を申し上げます。

まず、平成25年度普通会計の決算状況などから見ました本町の財政状況について申し上げます。

財政状況を示す指標のうち、経常収支比率は86.7%で、前年度より2.8ポイント減少しております。理由といたしましては、補助費のうち長生郡市広域市町村圏組合の負担金の減少

及び公債費等の減少によるものです。

健全化判断比率につきましては、後刻ご報告させていただきますが、実質公債費比率で0.5ポイント、将来負担比率で3.5ポイントそれぞれ改善されております。

財政調整積立基金については、平成25年度に6,712万3,979円の積み立てと1億7,976万円の取り崩しを行ったことにより年度末残高は前年度に比べ12.14%減の8億1,501万9,333円となりました。

また、町地方債残高は、一般会計、特別会計をあわせると33億5,015円となり、これに債務負担行為に係る1億9,147万6,167円を加えると町全体の債務は34億9,148万1,182円となりますが、前年度に比べ0.73%の減となりました。

このように財務指標などは、改善が図られてきていますが、依然として厳しい雇用情勢による給与所得者の減少や少子高齢化による生産年齢人口の減少などを考えると財政基盤が安定しているとは、言いがたい状況にあります。引き続き限られた財源の中で選択と集中により、住民福祉向上に向け取り組んでまいります。

以上、財政状況について述べさせていただきました。

続いて、会計別に決算の概要をご説明いたします。

それでは、最初に一般会計決算についてご説明をいたします。

決算規模は、歳入総額36億1,335万9,030円、歳出総額34億9,779万2,232円となり形式収支は1億1,556万6,798円となりました。

国の緊急経済対策を活用するため、3月に繰越明許費の承認をいただいた中で予算計上いたしました介護基盤緊急整備特別対策事業及び社会資本整備総合交付金による各事業、あわせて3億4,225万円は翌年度への繰越といたしました。よって、形式収支から翌年度へ繰越すべき一般財源143万9,000円を控除した実質収支額は1億1,412万7,798円となりました。

まず、歳入についてご説明いたします。

収入状況ですが、調定額36億7,370万9,805円に対し、収入済額は36億1,335万9,030円、収入割合は98.36%であります。不納欠損額は、町税で541万1,073円を処分いたしました。

収入未済額は5,493万9,702円は町税の町民税、固定資産税、軽自動車税及び衛生使用料・土木使用料並びに諸収入などであります。

町税は、7億3,271万6,164円で、931万4,587円の減、前年度比98.74%、歳入総額に占める構成比は20.28%でした。徴収率は、徴収担当職員のフレックス制の定着による夜間徴収等により、92.48%と前年度より0.05ポイント増加いたしました。減収となった主な要因

は、個人町民税の退職者増に伴う納税者数の減少によるものです。引き続き徴収率の向上により財源確保に努めてまいります。

地方交付税は12億5,842万4,000円で5,784万1,000円の増、前年度比104.82%となりました。また、歳入に対する構成比は34.83%と、前年度より3.36ポイント下がりました。

国県支出金は、総務費で、防災行政無線施設デジタル更新工事に充当した地域の元気臨時交付金、民生費で身体障害者福祉費負担金や児童手当負担金、土木費で町道上市場関戸線や橋梁維持工事等に係る社会資本整備総合交付金、地籍調査事業補助金、農林水産施設災害復旧費で、農業施設災害復旧費補助金、商工費で緊急雇用創出臨時特例基金事業補助金などが主なものであります。

財産収入は、長者団地分譲土地等の売り払い収入、長生農業管理センターの解散に伴う残余財産の配分金が主なものです。

寄附金は、合同資源産業株式会社などからの寄附で合計6件分です。

繰入金は、財政調整積立基金等からの繰り入れに伴い前年度比450.40%となりました。

諸収入の主なものは地域総合整備資金返済金、長生郡市広域市町村圏組合負担金還付金、こども園給食費などのほか、千葉県市町村振興協会交付金によるものです。

町債は、臨時財政対策債のほか、町道上市場関戸線や橋梁維持工事に係る土木施設整備事業債、農地農業用施設災害復旧工事に係る農地農業用施設災害復旧債、防災行政無線施設デジタル更新工事に係る消防・防災施設整備事業債の借入れを行ったことによるものです。

次に、歳出についてご説明いたします。

予算現額38億8,732万9,000円に対し、34億9,779万2,232円の支出で、89.98%の執行率となりました。繰越明許費を含めた執行率は98.78%となります。

主たる事業について、後期基本計画で定めた4つの重点施策の実施状況を中心にご説明いたします。

1点目は、町の基幹産業であります農業の営農支援ですが、前年度に引き続き農地・水保全管理支払交付金事業及び保全管理型農業直接支払交付金事業を活用し、共同活動による環境の保全や、老朽化が進む水路等の施設改修を行うとともに、かずさ有機センターの堆肥の活用により環境に優しい農業の推進を継続しました。

また、野生鳥獣による農作物等の被害防止に向け、年間を通して有害鳥獣駆除に取り組み平成24年度を超える捕獲数となりました。

農業を取り巻く環境は依然厳しく集落営農の推進についても時間を要している現状ですが、

平成25年度は農業活性化推進基金に当初予算を上回る3,000万円の積み立てを行うなど、将来を見据え前向きに取り組む所存であります。

2点目は、子育て支援の充実であります。核家族化が進む若い世代が安心して子育てができるよう、育児に必要な情報の提供と専門職による育児相談や訪問指導の充実を図り、育児支援や虐待防止に努めました。また、未熟児に対する医療給付や病児、病後児保育の助成、小学校4年生以上の子ども医療費助成の取り扱いを償還払いから受給券による現物支給へ変更するなど、保護者の経済的負担の軽減を図りました。

若者世帯の住宅支援としては、上之郷のリバーサイドタウンに若者定住型賃貸住宅を建設し、全18戸に合計63人の方が新たに入居となりました。このほか、住宅取得奨励金を初めとする各種補助金の活用により、定住につながる支援を行いました。

一方、教育に関しては、こども園において、延長保育や預かり保育の実施により多様化する保護者のニーズに対応するよう努めるとともに、待機児童ゼロを継続しました。

また、生涯学習推進事業の一環で家庭学習の習慣化と基礎学力の向上を目的として、アフタースクールを実施し、学習活動の支援を行いました。

平成25年度に子ども子育て支援計画策定に向けニーズ調査を行いましたので、その結果を踏まえて今後の子育て支援を検討してまいります。

3点目は、健幸長寿のまちづくりです。保健分野において、特定健診、後期高齢者健診における基本項目を追加し、健診内容の充実を図るとともに、個別健診の導入により受診しやすい体制を整えました。各種がん検診については、対象者への受診勧奨を強化したことにより、受診率の向上とともに、早期発見、早期治療につながりました。

高齢者については、65歳以上の世帯を中心に保健師が訪問し、生活状況の把握や指導等を行いました。

また、公共交通においては、福祉タクシーの利用券の限度額引き上げにより高齢者や妊産婦が外出しやすい環境を整えるとともに、路線バス利用者への回数券や定期券の助成により、公共交通機関の利用増進に努めました。

健康づくり推進事業においては、新たにウォーキング大会を開催しました。また、これまで実施してきた町民体育祭及び、ゆうあいマラソンにかわり「健幸むつざわロードレース大会」を実施し、町民の健康への啓発と生涯スポーツの推進を図りました。今後も継続して実施する予定であります。

このほか、「地域再生・健幸のまちづくり」の実現に向け、住民主体の計画推進委員会に

より、積極的な調査・検討がなされ、「地域再生・健幸のまちづくり計画」が策定されました。今後これらを精査し、可能なものから取り組んでまいり所存であります。

4点目は、協働・防災のまちづくりであります。

まず、防災については、各区及び中央公民館、土睦小学校に防災倉庫を設置し、備蓄品や資機材等の整備を行うとともに、防災行政無線屋外子局のデジタル化や庁舎、改善センター、睦沢中学校、瑞沢小学校への光ケーブル接続により、災害時の情報伝達体制の充実を図りました。

また、睦沢中学校を避難場所として地域の協働により行う災害時要援護者避難訓練を含む防災訓練を実施しました。さらには、災害対策基本法の改正や東日本大震災を踏まえた千葉県地域防災計画の修正を受け、睦沢町地域防災計画の見直しに着手しております。なお、この計画は継続事業として平成26年度末に完成予定です。

協働のまちづくりについては、平成24年度から開始した地区懇談会を継続し、地域の抱える課題や、町への意見及び要望を伺うとともにそれらに対する対応等については、公表し協働のまちづくりの推進に努めました。

以上4つの重点施策のほかに、平成25年度は町制施行30周年記念の年として、記念式典を初め町内外に向け各種事業を展開し、「ふるさと睦沢」のPRに努めました。

インフラ整備については、社会資本整備総合交付金事業により橋梁長寿命化修繕計画に基づき町内5橋の維持工事を実施しました。また、通学路安全対策工事として、通学路にカラー舗装を施し、歩行者の安全を図りました。

災害復旧については、平成24年度に被災した農地農業用施設の復旧工事等を行いました。

このほか、国の緊急雇用創出事業を活用し、道路台帳の電子化及び町永久保存文書のデータ化に取り組むとともに観光ガイドブックの作成を行い、町のPRに努めました。

各種事務・事業の詳細につきましては、主要施策の成果説明書、補助事業等事務事業決算説明書及び事業執行状況一覧表をご参照いただきたいと思います。

平成25年度会計においては、限られた予算の中で創意工夫により各種補助制度を積極的に活用し、財政運営を行いました。今後も健全な財政運営を維持しながら町民の負託に応えてまいりたいと存じます。

以上が一般会計決算の概要であります。

続きまして、国民健康保険特別会計の決算についてご説明いたします。

平成25年度における国民健康保険の加入状況は、年度末で1,405世帯、被保険者数2,574人、

対前年度では世帯数は27世帯増加し、被保険者数は33人の増となりました。

歳入総額は11億1,225万77円に対し、歳出総額10億6,752万936円で、差し引き4,472万9,141円を残し決算いたしました。

まず、歳入についてご説明いたします。

収入状況ですが、調定額11億8,260万169円に対し、収入済額は11億1,225万77円、収入割合は94.09%であります。

1款国民健康保険税は、調定額3億146万7,591円に対し、収入済額は2億3,165万7,499円、収納割合は76.84%であります。収納額は前年度と比べ703万4,474円の減となりました。

現年課税分の収納率では92.57%となり、前年度比較して0.31ポイント増となりました。また、不納欠損額として469万7,467円処分し、保険税での収入未済額は6,511万2,625円となりました。

3款国庫支出金、4款療養給付費等交付金、5款前期高齢者交付金及び6款県支出金は、一般被保険者及び退職被保険者等の保険給付に係るもので、あわせて5億9,050万2,977円です。

7款共同事業交付金は8,834万6,083円で、高額医療費の実績に基づき千葉県国民健康保険団体連合会から交付されました。

9款繰入金は、低所得者対策である基盤安定繰入金、財政調整積立基金からの繰入金、職員給与費等繰入金及び出産育児一時金に係る一般会計からの繰入金、あわせて1億1,119万6,996円です。

次に、歳出についてご説明いたします。

予算現額10億9,346万4,000円に対し、10億6,752万936円の支出で、97.63%の執行率となりました。

1款総務費は、国保会計の管理運営に関する事務経費で、国民健康保険事業担当職員2名分の人件費のほか、電算事務委託料等で2,232万4,987円を支出いたしました。

2款保険給付費は、被保険者に係る療養の給付費等で、医療・医科・調剤など保険診療による給付費及び葬祭費、出産育児一時金をあわせて6億6,505万9,095円を支出いたしました。主に一般被保険者の入院費用が増額となったことにより、全体で前年度比103.96%となっております。

3款後期高齢者支援金等は、1億3,133万3,331円で後期高齢者医療制度を支援するため、被保険者数に応じて支出するものです。

6款介護納付金は5,894万2,844円で介護保険の給付費を賄うための納付金として、40歳から64歳の第2号被保険者数に応じて支出するものです。3款から6款については、平成25年度の伸び率を勘案した被保険者数に応じた概算分と平成23年度の額確定に伴う精算分をあわせて支出いたしました。

7款共同事業拠出金は、1億229万2,855円で市町村国保間の保険料の平準化や財政の安定化を図るため、高額医療費の3年平均実績に応じて拠出するものであります。

8款保健事業費は、1,623万8,137円で特定健康診査及び特定保健指導のほか、人間ドックの助成を実施いたしました。

9款基金積立金は、財政調整積立基金への積み立てで4,600万円。

10款諸支出金は、保険給付費及び特定健診事業等に係る過年度分の精算に伴う国県支出金の返還金及び一般会計繰出金等で2,518万7,167円です。

以上が国民健康保険特別会計決算の概要であります。

続きまして、農業集落排水事業特別会計決算についてご説明いたします。

本会計は、農業集落排水事業による施設の維持管理、並びに合併浄化槽の設置や維持管理を行っており、生活環境の改善を図り、公衆衛生の向上や河川等の水質浄化に努めております。このうち農業集落排水処理施設は、久保地区、北部地区をあわせて138戸が供用開始しており、また特定地域生活排水処理施設では町が設置したもの222基と個人が設置して、後で町に管理移管したもの43基をあわせて265基を維持管理しています。

歳入総額7,974万6,184円に対し、歳出総額7,617万6,122円で、差し引き357万62円を残し決算いたしました。

まず、歳入についてご説明いたします。

収入状況ですが、調定額7,979万6,584円に対し、収入済額は7,974万6,184円、収入割合は99.94%であります。

1款分担金及び負担金は、特定地域生活排水処理事業等の分担金として1,203万650円。

2款使用料及び手数料のうち、農業集落排水汚水処理施設及び特定地域生活排水処理施設の使用料として1,570万9,930円。

3款国庫支出金は、特定地域生活排水処理事業国庫補助金として、合併浄化槽33基分の688万1,000円。

4款県支出金は、生活排水対策浄化槽推進事業補助金として、合併浄化槽5基分の52万4,000円。

5 款財産収入は、基金利子として3,000円。

6 款繰入金は、一般会計からの繰入金で2,728万1,000円。

7 款繰越金は、前年度繰越金377万3,872円。

9 款町債は、合併浄化槽設置工事費の借り入れで1,300万円となっております。

次に、歳出についてご説明いたします。

予算現額7,910万円に対し、7,617万6,122円の支出で、96.3%の執行率となりました。

1 款総務費は、475万5,918円で職員1人分の人件費及び総合事務組合等の負担金などであり
ます。

2 款農業集落排水事業費は、994万8,104円で久保地区及び北部地区集落排水施設の管理費
で、光熱水費や修繕料及び浄化槽の管理委託料などとなっています。

3 款特定地域生活排水処理事業費は4,078万4,500円で、このうち1項施設管理費817万934
円は、当該事業等で設置した合併処理浄化槽の法定検査に係る手数料や引き抜き汚泥の処理
料であり、2項事業費は合併処理浄化槽33基分の工事請負費3,209万9,550円が主なものです。

4 款公債費は、2,068万7,600円で当該事業実施に伴う下水道事業債の償還における元金及
び利子分であります。

以上が農業集落排水事業特別会計決算の概要であります。

続きまして、介護保険特別会計決算についてご説明いたします。

平成26年3月末の被保険者数は第1号被保険者が2,520人、第2号被保険者が2,533人で、
介護認定者数は要支援認定者が97人、要介護認定者が297人、あわせて394人で、前年度と比
較し17人の増となりました。

また、介護予防と介護サービスをあわせた利用者数は、在宅が242人、地域密着型が9人、
施設が80人の合計331人で、前年度と比較し17人増となり、利用率は84.0%で0.7ポイントの
増となりました。

歳入総額6億8,985万2,140円に対し、歳出総額6億6,853万5,022円で、差し引き2,131万
7,118円を残し決算いたしました。

まず、歳入についてご説明いたします。

収入状況ですが、調定額6億9,245万4,440円に対し、収入済額は6億8,985万2,140円、収
入割合は99.62%であります。

1 款保険料は、調定額1億3,065万4,600円に対し、収入済額は1億2,805万2,300円で、収
納割合は98.01%であります。収納額は前年度と比べ508万8,650円の増となりました。

現年度分の収納率では99.27%となり、前年度比較し0.05ポイント減となりました。また、不納欠損額として36万200円処分し、保険料での収入未済額は229万6,100円となりました。

2款分担金及び負担金は各予防事業等の参加者負担金64万3,700円で、4款国庫支出金、5款支払基金交付金及び6款県支出金は、介護給付費及び地域支援事業に係るもので、あわせて4億3,354万7,321円です。

9款1項一般会計繰入金は、介護給付費、地域支援事業並びに、職員給与費等に係る一般会計からの繰入金と基金からの繰入をあわせた1億1,347万8,000円です。

次に、歳出についてご説明いたします。

予算現額6億8,800万4,000円に対し、6億6,853万5,022円の支出で、97.17%の執行率となりました。

1款総務費は、介護保険事業担当職員の人件費、保険料の徴収及び介護認定調査に係る経費等で2,760万2,179円です。

2款保険給付費は、各介護サービスに係る保険給付費で6億1,670万2,536円です。なお、各介護保険サービス給付費等は、次表のとおりでございます。

3款地域支援事業は、二次予防者及び一次予防者の介護予防事業並びに、総合相談業務、訪問などの包括的支援事業等で1,026万188円です。

4款基金積立金は、介護給付費準備基金への元金利子の積み立てで388万6,320円。

6款諸支出金は、保険給付費及び地域支援事業に係る過年度分の精算に伴う国庫支出金の返還金及び、一般会計繰出金等で1,008万3,799円です。

以上が介護保険特別会計決算の概要であります。

続きまして、かずさ有機センター特別会計決算についてご説明いたします。

本会計は、かずさ有機センターが販売する堆肥の収入や施設使用料、そして運営に係る人件費や施設等の維持管理に要する経費等であります。

歳入総額3,316万9,019円に対し、歳出総額3,294万7,143円で、差し引き22万1,876円を残し決算いたしました。

まず、歳入についてご説明いたします。

収入状況ですが、調定額3,316万9,019円に対し、全ての項目において収入済額は同額となり収入割合は100%であります。

1款事業収入は、調定額901万4,687円に対し、同額の収入済額であります。

2款分担金及び負担金及び、5款繰入金は、一宮町・睦沢町同町の協定に基づく頭数の案

分によるものであり、あわせて749万5,000円でありました。

3款使用料及び手数料は、酪農家9戸のふん尿2,017トン分の処理に伴う施設使用料で、調定額3,784万4,400円に対し、同額の収入済額でありました。

6款繰越金は前年度からの繰越金であります。

次に、歳出についてご説明いたします。

予算現額3,333万8,000円に対し、3,294万7,143円の支出で、98.83%の執行率となりました。

1款総務費は、かずさ有機センターの事務職員人件費339万6,000円と基金への積立金1,287万4,932円等であります。

2款事業費は、かずさ有機センターの運営に要する経費で、1,639万9,694円を支出いたしました。

平成25年度は、堆肥散布用機器のマニアスプレッターの不具合により、散布に要する期間が伸びたことに伴い臨時雇上賃金、燃料費、使用料等が増額となったことから前年度に比べ事業費が増額となりました。

以上がかずさ有機センター特別会計決算の概要であります。

最後になりますが、後期高齢者医療特別会計決算について、ご説明いたします。

平成25年度における後期高齢者医療の被保険者数は、年度末で1,241人、前年度に比べ4人の減となりました。

歳入総額7,189万901円に対し、歳出総額7,132万2,958円で、差し引き56万7,943円を残し決算いたしました。

まず、歳入についてご説明いたします。

収入状況ですが、調定額7,193万9,901円に対し、収入済額は7,189万901円で、収入割合は99.93%です。

主な歳入で、1款後期高齢者医療保険料は、調定額4,396万9,200円に対し、収入済額は4,392万200円、収納割合は99.89%であります。収納額は前年度と比べ83万2,700円の増となりました。

平成25年度の保険料につきましては、前年度に引き続き、所得の低い被保険者への負担軽減措置として、保険料の均等割額を世帯の所得に応じ、9割、8.5割、5割、2割の軽減がそれぞれ行われ、また所得割につきましては、所得金額が58万円以下の被保険者に対し5割の軽減が行われました。

保険料の収納状況につきましては、普通徴収保険料の収納率が99.55%で、4万9,000円が滞納繰り越しとなっております。

3款繰入金は、人件費及び事務費に係る一般会計からの繰入金と保険基盤安定繰入金を合わせて2,636万3,556円です。

5款諸収入は、後期高齢者医療広域連合からの人間ドック補助に係る交付金及び保険料賦課徴収票作成業務委託交付金等で133万76円です。

次に、歳出についてご説明いたします。

予算現額7,178万6,000円に対し、7,132万2,958円の支出で、99.35%の執行率となりました。

1款総務費は、担当職員の人件費及び保険料等の徴収に係る経費で762万144円です。

2款後期高齢者医療広域連合納付金は、被保険者から徴収した保険料と保険基盤安定制度負担金で6,252万5,956円です。

3款保健事業費は、人間ドックの補助金18名分で83万5,589円です。

以上が後期高齢者医療特別会計決算の概要であります。

平成25年度一般会計並びに5特別会計決算の概要について、ご説明申し上げます。

詳細につきましては、機会をいただきましたら担当課長等からご説明させていただきます。よろしくご審議の上、認定賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（市原重光君） ご苦労さまでした。

次に、決算の内容について、会計管理者の説明を求めます。

木島会計課長。

○会計管理者（木島幸一君） それでは、認定第1号に係ります各会計の決算内容につきまして、ご説明申し上げます。

お手元のA3判の平成25年度睦沢町会計別総括表をごらんいただきたいと思います。こちらの資料でございます。よろしいでしょうか。

まず、表紙を開けていただきまして、1ページが一般会計ほか、5特別会計の決算総括表となっております。この表の金額等の読み上げをもちまして説明にかえさせていただきますと思います。

まず、上の段の1の歳入でございます。表の左から会計別当初予算額、補正予算額、繰越財源充当額、予算現額、調定額、収入済額、予算現額に対する収入割合、調定額に対する割

合、不能欠損額、収入未済額の順に読み上げさせていただきたいと思います。

最初に、一般会計31億2,900万円、7億810万9,000円、5,022万円、38億8,732万9,000円、36億7,037万9,805円、36億1,335万9,030円、92.95%、98.36%、541万1,073円、5,493万9,702円。

続いて、国民健康保険特別会計でございます。10億4,401万2,000円、4,945万2,000円、ゼロ、10億9,346万4,000円、11億8,206万169円、11億1,225万77円、101.72%、94.09%、469万7,467円、6,511万2,625円。

続いて、農業集落排水事業特別会計でございます。8,528万6,000円、618万6,000円、ゼロ、7,910万円、7,979万6,584円、7,974万6,184円、100.82%、99.94%、ゼロ、5万400円。

続いて、介護保険特別会計でございます。6億8,213万5,000円、586万9,000円、ゼロ、6億8,800万4,000円、6億9,245万4,440円、6億8,985万2,140円、100.27%、99.62%、30万6,200円、229万6,100円。

続いて、かずさ有機センター特別会計でございます。1,856万4,000円、1,477万4,000円、ゼロ、3,333万8,000円、3,316万9,019円、3,316万9,019円、99.49%、100.0%、ゼロ、ゼロ。

後期高齢者医療特別会計でございます。7,360万6,000円、マイナスの182万円、ゼロ、7,178万6,000円、7,193万9,901円、7,189万901円、100.15%、99.93%、ゼロ、4万9,000円。

一般会計と5特別会計の合計でございます。50億3,260万3,000円、7億7,019万8,000円、5,022万円、58億5,302万1,000円、57億3,312万9,918円、56億26万7,351円、95.68%、97.68%、1,041万4,740円、1億2,244万7,827円。

以上が歳入でございます。

続きまして、下段の2の歳出でございます。歳入と同様に表の左から、会計別、当初予算額、補正予算額、繰り越し事業費繰越額、予算現額、支出済額、執行割合、翌年度繰越額、不用額、歳入歳出残高の順に読み上げさせていただきたいと思います。

最初に、一般会計でございます。31億2,900万円、7億810万9,000円、5,022万円、38億8,732万9,000円、34億9,779万2,232円、89.98%、3億4,225万円、4,728万6,768円、1億1,556万6,798円。

続いて、国民健康保険特別会計でございます。10億4,401万2,000円、4,945万2,000円、ゼロ、10億9,346万4,000円、10億6,752万936円、97.63%、ゼロ、2,594万3,064円、4,472万9,141円。

続いて、農業集落排水事業特別会計でございます。8,528万6,000円、マイナスの618万

6000円、ゼロ、7,910万円、7,617万6,122円、96.3%、ゼロ、292万3,878円、357万62円。

続いて、介護保険特別会計でございます。6億8,213万5,000円、586万9,000円、ゼロ、6億8,800万4,000円、6億6,853万5,022円、97.17%、ゼロ、1,946万8,978円、2,131万7,118円。

続いて、かずさ有機センター特別会計でございます。1,856万4,000円、1,477万4,000、ゼロ、3,333万8,000円、3,294万7,143円、98.83%、ゼロ、39万857円、22万1,876円。

続いて、後期高齢者医療特別会計でございます。7,360万6,000円、マイナスの182万円、ゼロ、7,178万6,000円、7,132万2,958円、99.35%、ゼロ、46万3,042円、56万7,943円。

一般会計と5特別会計の合計でございます。50億3,260万3,000円、7億7,019万8,000円、5,022万円、58億5,302万1,000円、54億1,429万4,413円、92.5%、3億4,225万円、9,647万6,587円、1億8,597万2,938円。

以上が歳出でございます。

以上で各会計の決算の内容の説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（市原重光君） ご苦労さまでした。

次に、代表監査委員より、決算審査の報告をお願いいたします。

生田代表監査委員。

○代表監査委員（生田昌司君） 監査委員をいたしております生田でございます。どうぞよろしくお願をいたします。

平成25年度各会計決算審査意見書につきまして、監査委員を代表いたしまして、私からその概要についてご説明をいたします。

お手元の資料、平成25年度睦沢町各会計決算審査意見書をごらんをいただきたいと思います。まずもって2ページをお開きくださいませ。

最初に、審査の概要でございます。審査の対象はここに記載の一般会計以下6会計について審査いたしました。

次に、審査の時期でございますが、去る8月の5日及び6日の二日間にわたって実施いたしました。なお、本意見書は去る8月の20日付で市原町長に提出しております。審査の場所は3に記載のとおりでございます。

次に、審査の方法でございますが、町長から審査に付された各会計歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書及び各基金の運用状況を示す書類について、次の記載の①から④に掲げる事項に主眼を置いて審査いたしました。

次に、3ページをお開きください。

審査の結果でございます。審査に付された一般会計を初めとする6会計の歳入歳出決算書、事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書等については、執行部から詳細の説明を受け、質疑応答を重ね審査した結果、書類等は関係法令に準拠して作成されておりました。また、計数も関係諸帳簿及び証拠書類と符合しており、誤りのないものと認めます。

また、各基金及び財産等の運用状況を示す書類の計数についても、関係諸帳簿及び証拠書類と符合しており、誤りのないものと認めます。

さらに、予算の執行及び関連する事務処理は適正に行われているものと認められました。

次に、総括でございますけれども、決算規模につきましては、ただいま町長あるいは会計管理者から説明がありましたので、私のほうからは説明を省略させていただきます。

なお、各会計の歳入歳出の対前年度との比較及びその増減の主な要因等をそれぞれ各会計の後段に記載をいたしております。後ほどごらんをいただきたいと思っております。

それでは、少し飛んでいただいて、8ページをお開きください。

後段の財政の構造について申し上げます。

1点目は、自主財源と依存財源の構成割合は、次のページ、9ページ上段にお示しのとおりでございます。その内容は、自主財源で、町税、財産収入及び繰越金等が減となっております。一方、町制施行30周年記念事業等の実施に伴う、基金等からの繰入金が増となっております。この結果、前年度を1.93ポイント下回っております。

また、依存財源は各種補助事業用の実施による国・県支出金の増のほか、地方交付税など多くの交付金等が増となっておりますことから、前年度を1.93ポイント上回り、63.54%となりました。

9ページ中段をごらんください。

2点目は、経常的収入と臨時的収入の構成比は下にお示しのとおりでございます。その内容でございますが、経常的収入の構成比が前年度に比べて約7.27ポイント減少しております。一方収入金額で見ますと、経常的収入と臨時的収入ともに増加をいたしております。中でも臨時的収入の増加が大きかったもので、その主な内容は国・県支出金の増や基金からの繰入金等の増等でございます。

次に、財政分析について、申し上げます。

健全な財政運営は、収支の均衡を保ちながら経済変動や町民の要望に対応できる弾力性を有していることでございます。この経済構造の弾力性を判断する主要財務比率の推移は次の

ページ10ページの上段にお示しのとおりであります。

1点目、アの財政力指数は、1に近いほど普通地方交付税算定上の留保財源が大きいとされております。前年度に比較いたしまして、0.01ポイント下回り、0.41となっております。この指数はここ数年微減傾向にあり、引き続き改善が必要です。

2点目のイの経常収支比率でございますが、財政構造の弾力性を判断する手法であり、町村にあっては70%程度が望ましいとされております。当町は前年度と比較して2.8ポイント改善したものの依然として80%を超えております。財政状況は硬直した状態にあると言えるのかと思います。

3点目、ウの経常一般財源比率は、歳入構造の弾力性を判断する指標で本年度は95.9%、前年度と比較して1.6ポイント改善されたものの、経常一般財源は地方税が年々減少しており、地方交付税や各種交付金に依存した状態にあります。

11ページをごらんください。

4点目、エの人件費比率は経常収支比率のうち、人件費の占める割合でありまして、本年度は31.2%で前年度と比較して1.0ポイント下回っております。なお、人件費の推移は以下のとおりでございます。

最後に、所見及び要望について申し上げます。

まず、特に指摘すべき事項はございません。なお、総括的意見として3点申し上げておきたいと思っております。

1点目は、行政改革のさらなる推進を図るため、法律で設置が義務づけられている審議会や委員会以外の組織の整理等を初め、各種団体の補助金交付の適正化に向けた検討をお願いします。

2点目は、歳入の根幹をなす町税は、収納率が零コンマゼロポイント増の92.48%と前年度に比べ微増したものの収納額では、一方931万5,000円減額となっております。また、年々納税者が減少するなど、収税環境は一層厳しさを増しております。これまでもさまざまな工夫により対策を講じてきたところでございますが、納税者の生活実態にも考慮しつつ、収納の向上に努めていただきたいと思います。

3点目は、道の駅つどいの郷むつぎわの将来を見据えた施設整備や管理体制について再度検討いただきたいと思います。

なお、12ページから16ページに別表をおつけしておりますが、後ほどごらんをください。

以上で決算審査の報告を終わります。

○議長（市原重光君） ご苦労さまでした。

提案理由説明及び、決算内容の説明並びに、決算審査報告が終わりました。

ここで、ただいま議題といたしました認定第1号の取り扱いについて、お諮りをいたします。

この認定第1号は、議会運営委員会で決定のとおり、最初に総括質疑を行い、細部の調査については決算審査特別委員会を設置し、これに審査を付託し、閉会中の継続審査としたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（市原重光君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第1号は、最初に総括質疑を行い、細部の調査については決算審査特別委員会を設置し、これに審査を付託し、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

次に、お諮りをいたします。

認定第1号に関する審議は、本日はこれにとどめ、総括質疑等は後日の日程としたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（市原重光君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第1号に関する総括質疑等は、後日の日程とすることに決定いたしました。

◎報告第1号、報告第2号の上程、報告

○議長（市原重光君） 日程第15、報告第1号、平成25年度睦沢町健全化判断比率についてと、日程第16、報告第2号、平成25年度睦沢町農業集落排水事業特別会計資金不足比率についての2件の報告を行います。

職員に、報告書の一部を朗読させます。

麻生書記。

（麻生書記朗読）

○議長（市原重光君） ご苦労さまでした。

報告第1号、平成25年度睦沢町健全化判断比率について、及び報告第2号、平成25年度睦沢町農業集落排水事業特別会計資金不足比率について、報告を求めます。

市原町長。

○町長（市原 武君） 報告第1号、平成25年度睦沢町健全化判断比率について、及び報告第2号、平成25年度睦沢町農業集落排水事業特別会計資金不足比率について、一括して報告させていただきます。

財政健全化法では、決算をもとに地方公共団体の財政の健全化に関し、健全化判断比率及び資金不足比率を議会に報告し公表することとなっておりますので、本定例会の日程の中で報告させていただきます。

初めに、報告第1号の健全化判断比率では、実質赤字比率、連結実質赤字比率についてはともに該当いたしませんでした。実質公債費比率につきましては9%で前年度より0.5ポイント改善されております。その主な要因は、償還額のうち一部事務組合等の借入に係る市町村負担の減少等によるものです。

将来負担比率につきましては、35.7%で前年度より3.5ポイント改善されております。その主な要因は、町及び一部事務組合等の地方債の借入残高が減少したことによるものです。

次に、報告第2号、平成25年度睦沢町農業集落排水事業特別会計資金不足比率について、報告いたします。

こちらは公営企業に関するものであり、本町の公営企業は農業集落排水事業特別会計がこれに当たりますが、算定の結果、資金不足は生じていないという結果になりました。

以上のとおり、各指標とも基準値の範囲内ではありますが、決算の内容を見ますと依然として厳しい財政状況であることは否めない状況であります。今後とも一層の健全財政に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（市原重光君） ご苦労さまでした。

次に、代表監査委員より財健全化審査及び経営健全化審査の報告をお願いいたします。

生田代表監査委員。

○代表監査委員（生田昌司君） お手元の資料、平成25年度財政健全化審査意見書をお開きいただきたいと存じます。

審査意見書について、ご報告をいたします。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、平成25年度財政健全化審査を去る8月5日に実施いたしました。

初めに、審査の概要について申し上げます。この財政健全化審査は、町長から審査に付された健全化判断比率及び算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているか、

また、健全化判断比率の算定過程において、誤りがないか等に主眼を置き審査を実施いたしました。8月の20日付で意見を付し町長に提出したところでございます。

次に、次ページになりますが、裏面をお開きをいただきたいと思えます。

次に、審査の結果であります。平成25年度の健全化判断比率、その算定の基礎となる書類は、いずれも適正に作成されているものと認めます。また、上記のとおり実質赤字比率及び連結実質赤字比率は黒字のため表示がありません。

次に、審査の意見といたしまして、健全化判断比率は上記に記載のとおりであります。また、実質公債費比率、将来負担比率はいずれも前年度と比較して改善しております。あわせて国の基準も下回っておりますが、引き続き健全化に努めていただきたいと思えます。

なお、近年、国の動向が著しく変動していることから、国の方針等十分に注視しながら多様化する町民ニーズに今後とも応えていただきたい。

最後に、是正改善を要する事項は特にございませんでした。

次に、農業集落排水事業特別会計、経営健全化審査意見書につきましてご報告いたします。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律、第22条第1項の規定により、経営健全化審査を去る8月6日に実施し、8月2日付で意見を付し提出したところでございます。審査の概要は、3に記載のとおりです。

次に、審査の結果であります。町長から審査に付された資金不足比率、その算定基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認めます。

裏面をお開きください。

次に、審査の意見であります。資金不足は生じてないため資金不足率も発生しておりません。今後とも引き続き健全な経営をお願いいたします。

最後に、是正改善を要する事項は特にありませんでした。

以上で、財政の健全化審査意見書の報告を終わります。

○議長（市原重光君） ご苦労さまでした。

以上で、報告を終わります。

◎散会の宣告

○議長（市原重光君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会といたします。

長時間、どうもご苦労さまでございました。

(午後 4時05分)